

令和2年第9回府中町議会定例会

会議録(第2号)

1. 開会年月日 令和2年12月11日(金)

2. 招集の場所 府中町議会議事堂

3. 開議年月日 令和2年12月14日(月)

4. 出席議員(18名)

議長	益田芳子君	副議長	児玉利典君
1番	川上翔一郎君	2番	宮本彰君
3番	西山優君	4番	狩野雄二君
5番	坂田栄一君	6番	田中伸武君
7番	山口晃司君	8番	二見伸吾君
9番	梶川三樹夫君	10番	西友幸君
11番	寺尾光司君	12番	力山彰君
13番	三宅健治君	14番	齋藤昇君
16番	橋井肇君	18番	木田圭司君

5. 欠席議員(0名)

6. 付議事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 一般質問

7. 説明のため会議に出席した者

町	長	佐藤信治君
副町	長	末平顕雄君
教育	長	高杉良知君
総務企画部	長	増田康洋君
財務部	長	胡子幸穂君

福 祉 保 健 部 長	山 西 仁 子 君
町 民 生 活 部 長	金 光 一 隆 君
建 設 部 長	井 上 貴 文 君
教 育 部 長	榎 並 隆 浩 君
総務企画部次長兼政策企画課長	谷 口 充 寿 君
総務企画部次長兼総務課長	森 本 雅 生 君
危 機 管 理 課 長	砂 崎 勇 介 君
管 財 課 長	小 路 和 司 君
税 務 課 長	藤 田 正 明 君
健 康 推 進 課 長	塩 月 久 美 子 君
自 治 振 興 課 長	岩 崎 雅 男 君
環 境 課 長	宍 田 貴 君
下 水 道 課 長	原 田 司 君
学 校 教 育 課 長	土 井 賢 二 君
社 会 教 育 課 長	山 本 進 一 君

~~~~~○~~~~~

8. 職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長 森 太 君

~~~~~○~~~~~

9. 議事の内容

(開議 午前 9時30分)

○議長 (益田芳子君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしております。よって、令和2年第9回府中町議会定例会第2日目の会議を開きます。

本日の議事日程でございますが、お手元に配付いたしております日程で会議を進めてまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (益田芳子君) 御異議なしと認めます。よって、議事日程のとおり会議を進めることと決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、13番三宅議員、14番齋藤議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） 日程第2、一般質問を議題に供します。

一般質問は、慣例に従って、総務文教から順を追って、通告順に行います。

総務文教関係、第1項、「下岡田官衙（かんが）遺跡」国史跡指定の答申を受けて、9番梶川議員、下岡田遺跡の国史跡指定と文化行政について、6番田中議員の質問を行います。

9番梶川議員。

○9番（梶川三樹夫君） 皆さん、おはようございます。

「下岡田官衙（かんが）遺跡」国史跡指定の答申を受けてということで、質問させていただきます。

質問主旨の前に、この下岡田官衙遺跡について、ちょっと述べたいと思います。

下岡田官衙遺跡は、古代山陽道沿いの国により設置された8世紀中頃の瓦ぶき礎石2棟を中心とした安芸駅家の可能性が高い遺跡でございます。遺跡は7世紀後半頃、施設が整備され、8世紀中頃、奈良時代に瓦ぶき礎石建物を中心とした施設となり、9世紀前半に廃絶されたことが判明いたしております。この駅家というのは、奈良時代の律令国家によって、全国に駅路と呼ばれる道路が整備されました。駅路には、外国施設や役人らに対して、馬の乗り継ぎや食料の支給、宿泊所の提供などを目的とした駅家が一定の間隔を空けて設置されました。この一定の間隔というのは30里、今でいう16キロメートルとされております。16キロメートルごとに設置されました。特に古代山陽道は、都と九州の大宰府を結ぶ道として、最重要視され、駅家は瓦ぶきで白壁の建物として整備されたと言われております。

それでは、この下岡田官衙遺跡について、質問をいたします。

11月20日、国の文化審議会は、下岡田官衙遺跡を国史跡に指定するように文部科学大臣に答申をいたしました。今後、3か月から6か月後に正式に国指定史跡になる予定です。それが実現すると、安芸郡では初めての国指定史跡として、歴史上、または、学術上高い価値を持つものとなり、継続的な保護と活用が求められることとなります。また、古代山陽道の駅家では、兵庫県上郡町の野磨駅家に次いで国史跡に指

定されることになり、府中町にとっても大きな歴史的な宝だと思っております。

これらのことから、以下質問をいたします。

1、府中町を歴史ある町として内外に発信していく大きな機会と捉えますが、今後、どのような形で、この遺跡を発信していこうとしているのでしょうか。

2、府中町歴史民俗資料館が新しく建設されますが、下岡田官衙遺跡が国史跡指定されることも含め、展示の方法も専門家の意見を伺いながら、よりよいものにしてほしいと考えますが、展示方法の考えを聞かせてください。

以上、2点でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（益田芳子君） 6番田中議員。

○6番（田中伸武君） 田中です。お願いします。

梶川さんの質問とちょっとダブって申し訳ないんですけども、下岡田遺跡の国史跡指定と文化行政についてお尋ねしたいと思います。よろしくお願ひします。

答申は、さっき梶川先生がおっしゃったとおりでありますけれども、その答申に向けて、いろんな努力をされて、あるいは遺跡の発掘、あるいは調査に向けて、相当な関係者の努力があったことについて敬意を表したいと思います。ありがとうございます。

私は個人的にも非常にこの遺跡については、指定はうれしいと考えております。発掘調査が昭和38年に始まったということですが、私はちょうど幼稚園から小学校にかけてのときでしたから、横目に見ながら、毎日、あの横を、発掘現場を通っております。大人たちが、「あれは昔の駅なんよ」というような話をされて、「駅が何であんな田んぼにあるのかな」と思ったり、「今日は井戸が出たらしいよ」とか、「井戸」とか言うて、のぞき込みに行った覚えがあります。田んぼのど真ん中にひょっこり井戸が出てくるわけですから、子どもにとっては本当に印象的でした。のぞき込んだのは、よく覚えております。こういう歴史の遺物を身近なところで、本当に体で感じたというのは強烈な印象ですと残っておるわけでありまして。後になって、あれが律令時代の遺跡だということを知って、ああ、あれが天智天皇時代のあのルーツかと。何やら朝鮮半島に、例の白村江の戦い以降のあの歴史かと、よくは覚えてないんですが、そういうことが結びついてくるわけで、教科書や参考書では分からない、それ以上の本当にすばらしい実物が教育的効果としても現れたんじゃないかと思っております。

そういう遺跡が国のお墨つきを得たということは、町の歴史そのものにとっても大きなエポックだと。今から正式に決まるということですから、このチャンスを生かして、府中町の持ち味である歴史文化、これをさらに強めた、そういうまちづくりをするべきではないかと、こういう考えを私としては強く持つわけであります。そういう点で、具体的に6点ほど質問したいと思います。梶川さんのとちょっとダブる点もあるんですけども、もちろん今すぐ実現できたりしないものも多いと思いますけれども、コロナ対策や、あるいは、高齢者対策や子育て支援、そんな町政の身近な目の前の課題にきちんと取り組みながら、ちょっと長い目でまちづくりの方向性の中に、この歴史文化を考えるべきじゃないかという点での質問であります。

その質問の第1は、遺跡が国史跡の指定を受けたことの重み、これをどう考えるかということであります。単に貴重であるということだけでなく、町のシンボルとなる、そういう重み、それがあると考えますが、その見解を問います。

町の第4次総合計画には、下岡田遺跡という言葉は出てきません。そこにあるのは、「文化財の保護と活用を図り、町の歴史文化等を発掘するとともに、体験・学習による普及を図ります」とあります。これでは、府中でなくても、どこの町でも言える、歴史を大事にしようという計画ではないのでしょうか。

府中は今、この計画の後期計画を策定しておって、あるいは、今から実施計画も具体的に策定されていくわけですけども、この中に下岡田という文言をちょっと盛り込むべきじゃないのでしょうか。そういう重みがあるんじゃないのでしょうか。そこを私は考えるわけであります。

いろんな歴史、文化、町内にたくさんありますけども、下岡田だけは別格なんだと。そういう位置づけを盛り込むべきじゃないかと私は考えるわけですが、いかがお考えでしょうか。

それから質問の第2点は、さっきも申しましたけど、遺跡の重要性とか、あるいは、長年の発掘調査のこの成果を広く住民、町民に知らせるために、どんな啓発や広報をしていくのかということであります。

今回、立派な報告書ができて、1,500円で私も買いました。でも、結構、この集大成とも言える下岡田の遺跡の発掘調査、これ案外知られていない。議員の中にも結構知らない人も、私も最近知って買ったわけですけど、おりますし、町民やその他の方でも、この集大成とも言える報告書、そういうものがあるということをお勉強した

い人も案外知らないということです。こういう広報、周知、これはひとつ大事であるんじゃないでしょうか。ダイジェスト版も作れば良いと思うんですけども。

それから、児童生徒や子どもたちに、穴をのぞき込む子どもたちに、どうやってこれ、すごいんだぞということを知らせるか。現在、府中の町内の小学校3年生には、副読本として、「わたしたちのまち府中町」というのが配られているんですけども、その中にも歴史の記述はあるんですけども、下岡田ということには触れていないんですね。この副読本も数年おきに改訂されると聞きましたけども、次の改訂の際には、ぜひ、この遺跡の重要性について盛り込むべきではないかと考えております。

それから、質問の第3点。これは、史跡指定の大きなメリットの一つに国からの補助が期待されるということでもありますけれども、今から用地を購入したり、公園化などをどう図っているのか。これからの話ですけども、現時点でどうそれを描いていくのかと、この見通しについてお尋ねいたします。

それから、第4点。今、建て替えております府中の公民館とか、あるいは、歴史民俗資料館、一緒に建て替えて、令和4年の春にオープンを目指しておると。1年数か月後のオープンということで、工事中でありますけれども、議会で予算をかけ過ぎじゃないかというような論議があったところではありますけども、この中の展示も、さっき梶川議員の質問にもあったように、この史跡指定を踏まえたものに当然なると思っておりますけども、いろんな工夫をぜひ盛り込むべきではないでしょうか。専門コンサルタントの力も要るでしょう。でも、やっぱり地元の視点、あるいは、我が町の宝であるという、そういう視点も大事にして、ぜひ、新しい歴史資料館、公民館にも、そういうものを盛り込んでいくべきではないかと考えます。

新しい公民館や資料館については、学芸員を含めた、そういう専門的な要員の配置も検討対象とすべきではないでしょうか。

さっきも言ったように、この遺跡の発掘や、この調査報告書のために、府中町では4年間、この春まで、県から職員の派遣を受けて、一生懸命取り組んでおったところです。それがせつかく実ったわけですから、県教委への人員派遣の要請も含めて、ぜひ専門的なスタッフの配置も検討していいんじゃないでしょうか。決してずうずうしい要求じゃないと思いますよ。我が町の宝であり、県にとっても国にとっても宝なんですから。そういう専門スタッフも、ぜひ検討すべきじゃないでしょうか。お考えを問います。

それから、質問の第5点。これは町外からの観光客が増えること、これが見込まれる。これに対して、どう対応するのか。コロナが収束した後の話になると思いますけども、G o T o 下岡田ですよ、G o T o 府中ですよ。こういう観光振興も考えた視点が必要なんではないでしょうか。

御存じのように、史跡巡りは、本当に中高年に強い人気がありますね。最近も、私も下岡田の近くで声をかけられたことがありますけども、プラタモリ風にしておった人が、「下岡田遺跡って、今、何かあるんですかいね」と、「いやいや、今は畑の下に埋もって、看板だけが立っております」と。「ほいじゃがね、国の史跡指定を受けたけん、今度、多分立派な公園になるんじゃないでしょうか」と、そんな話をしたりします。関心高いんです、町外の人にもですね。こういう観光客が見込まれることを、ぜひ想定すべきではないかと思います。

うちの近所には、「よっしゃ、下岡田まんじゅうじゃ」なんてことを早々と言っている人もおりますけど。

今、府中では土産物がありません。例の呉娑々宇ケーキは、作とったメーカーの方が高齢化でやめてしもうとりますけども、その一つ前には、安芸国府煎餅っていうのもありましたよね。国府煎餅、一つの歴史を売り物にしたお土産物だったということで、復活の話が出るかもしれませんけどもね。

こういう国史跡の指定という文化的なエポックを機に、観光面の活性化も図られるんじゃないでしょうか。その点について、後押し、あるいは、町の行政としても、何か考えるべきじゃないか。そういう視点で質問いたしました。

そして第6点目の最後の質問ですけども、町の歴史の総合的な活用であります。

町の歴史は、もちろん律令時代だけではなくて、中世の城跡だとか、あるいは近世の庄屋の大きな町家だとか、歴史的なエポックやエピソード、たくさんあふれております。これを機に、なお一層、さっきの保存・保護に力を入れるチャンスではないでしょうか。

昔から町の重要文化財を選定して、町巡りの題材として、そういうことを提案も以前あったようなんですけども、ぜひ検討すべきじゃないでしょうか。

そして、歴史を生かすという意味では、横をにらむと、やっぱり海田町なんかは、非常に活性化しております。県の重要文化財の旧千葉家住宅、あれを中心に隣には織田幹雄記念館もできて、ちょっと羨ましいところですし、地元では西国街道巡りのガ

イドも頑張っております。東側の逆にこっちに目を向けると、猿猴橋、駅前の猿猴橋が古い大正時代の姿に復活されて、あの周りの住民団体も街道巡り、西国街道巡りのまちおこしに、活性化しておるといふところでもあります。山陽道で見ると、東も西も府中のですね、結構いろんな動きが出ている中で、府中だけちょっと遅れとっては、これはまるで関所ができて、「おっと、通りよって、府中来た途端何や」ということにもなる、そんな話ではないでしょうか。ぜひ、東西の街道を生かした住民の、あるいは行政の、あるいは商業的な観光の面での活性化というのも図っていいんじゃないでしょうか。

この町の歴史の総合的な活用という面では、今言ったように縦糸では古代から近世まで、横糸では街道を軸にした広域的な連携と、こういうものを図ることが、そういう視点が大事なんじゃないでしょうかと指摘したいと思います。

前の前のローマ法王じゃありませんけども、歴史を考えることは未来へ責任を持つことです。歴史を考えることは、多分、教養を身につけることでもあり、子どもの心を豊かにすることでもあるんだらうと思います。もちろん子どもたちだけでなく、私たち大人、年寄りにとっても、大切な資産を掘り出したんだと、それを再確認させられたのが、今回の史跡指定の内定というか、ほぼ内定ですね、国の史跡指定だろうと、こう思うわけです。そういう視点を大事にしながら、以上、質問させていただきます。

すみません、ちょっと長くなりました。ありがとうございます。お願いします。

○議長（益田芳子君） 答弁。

教育部長。

○教育部長（榎並隆浩君） おはようございます。教育部長です。

9番梶川議員、「下岡田官衙（かんが）遺跡」国史跡指定の答申を受けてと、6番田中議員、下岡田遺跡の国史跡指定と文化行政について、併せて答弁いたします。

下岡田官衙遺跡は、昭和32年の発見以来、昭和38年度に第1次発掘調査が実施され、平成29年度の第11次調査までの長きにわたる発掘調査を積み重ねてまいり、このたび遺跡の重要性が認められ、先月20日に国の文化審議会から史跡指定の答申をいただきました。

まずもって、これまで御尽力いただきました関係者全ての皆様に感謝いたします。当町にとっても大変貴重な歴史的財産となり、町の大きな魅力として大切に次世代へ

引き継いでいかなければならないと考えております。

それでは、まず、梶川議員の1問目、府中町を歴史ある町として内外に発信していく大きな機会と捉えています。今後、どのような形でこの遺跡を発信していこうとしているのかと、田中議員の2問目、遺跡の重要性や発掘調査の成果を広く住民に知らせるために、どう啓発・広報するのか、児童生徒への活用もどう図るのかについてですが、情報発信については、当町公式ホームページのPR、記念講演の開催などを検討しております。

町主催といたしましては、来年3月に元府中町文化財保護審議会の横田会長による歴史探求講座を3回シリーズで開催する予定でございます。

国史跡指定の告示後におきましては、当町公式ホームページにて、下岡田官衙遺跡の解説や広報ふちゅうで紹介記事の掲載のほか、史跡指定記念講演など、町民の方に広く遺跡を紹介していく催しも同時に検討しております。

また、児童生徒が新歴史民俗資料館を活用しながら、当町の歴史を学べる機会を設けた事業や資料の作成を行ってまいります。そのほか、町主催以外においても、下岡田遺跡を題材とした公演が開催される予定もありますので、そういったことは町民へ広報をしてまいります。

次に、梶川議員の2問目、府中町歴史民俗資料館が新しく建設されるが、下岡田官衙遺跡が国史跡指定されたことも含め、展示の方法も専門家の意見を聞きながらよりよいものとしてほしいと考えますが、展示の方法の考え方を聞かせてくださいと、田中議員の4問目、建て替え中の公民館、歴史民俗資料館についても、指定を踏まえた展示など工夫が必要ではないか、学芸員の配置は検討しないのかについてですが、新歴史民俗資料館では、より分かりやすく親しみやすい展示を目指しております。下岡田遺跡についても、古代のコーナーにおいて、壁面には歴史の大きな流れを解説するとともに、併せて出土している瓦や土器、木製品など並べ説明することで、府中町の身近な歴史とのつながりを感じられるよう配慮してまいります。

さらには、下岡田遺跡遺構周辺の航空写真を利用して、当時の建物や人々の生活の様子が映像として現れる視覚的効果を用い、今まで以上に理解しやすい展示を心がけてまいりたいと思っております。この監修には、府中町文化財保護委員をはじめ、専門家の御協力も検討しております。

また、地域の資料館として、地域学習や下岡田官衙遺跡と他の文化財などを結びつ

けた親しみやすい展示も同時に目指しております。

学芸員の配置につきましては、これまでの発掘成果の展示のほか、所蔵資料の保管、展示及び調査研究を行う職員の配置が必要であると認識をしております。

次に、田中議員の1問目、下岡田遺跡の活用を第4次総合計画の後期計画に盛り込む考えはないのかにつきましては、第4次総合計画の後期計画には、文化財の保存と活用を推進するとともに、府中町の歴史・文化について学習する機会の提供を行うといった内容を盛り込みたいというふうに考えております。

次に、田中議員の3問目、現時点での用地購入、公園化などの見通し、整備計画、構想案は、についてですが、今後の保存・活用及び整備につきましては、史跡を将来にわたって保存継承し、適切に保存管理・整備・活用することを目的とした保存活用計画及び整備基本計画を策定し、保存整備並びに活用を展開してまいりたいと考えております。この計画の中で、公有化についての検討が必要であると考えております。

なお、両計画の策定では、専門家の方に専門的な助言や指導をいただくことと併せて、地権者の方々にも御意見を伺い、保存・活用・整備についての御協力を得る必要もあることから、専門家及び地権者の方々と協議して検討してまいります。

また、公有化につきましても、専門家及び地権者の方々と協議し、町の財政状況を踏まえて検討してまいります。

次に、田中議員の5問目ですが、歴史ガイド、住民勉強会への支援のほか、土産品開発など、活性化の後押しも必要ではないかとの御質問ですが、下岡田官衙遺跡が国史跡であることを多くの方に知っていただくには、土産品の活用も一つの方法と考えます。土産品の開発につきましては、町長部局の所管となりますが、連携しながら研究してまいりたいと考えております。

次に、田中議員の6問目。古代から近世までの総合的な町の歴史エピソードを収集し、遺跡の保護や活用に力を入れる考えはないのか。懸案の町重要文化財の選定のほか、再注目されている西国街道を通した近隣市町との連携も課題ではないのかとの御質問ですが、新民俗資料館の展示計画では、府中町の歩みとして、先史時代の暮らしから近現代までの説明の中で、府中町で発見された遺物、古墳、下岡田遺跡などを時代と併せて展示することとしております。

また、国史跡指定後は、下岡田官衙遺跡を地域のシンボルとして、周辺の文化財と連携を図り、一層積極的に文化財保護と活用を行ってまいりたいと考えております。

町の重要文化財の選定、西国街道を通した近隣市町との連携につきましては、今後の課題というふうに捉えております。

答弁は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（益田芳子君） 2回目の質問ございますか。

9番梶川議員。

○9番（梶川三樹夫君） 答弁、ありがとうございました。

このたび、国史跡の指定された区域ですね。民有地が含まれていると思うんですけども、現在の町有地と民有地の割合がどうなっているのか。また、現状のまま、それが史跡として使用できるのかどうか。また、下岡田官衙遺跡を広く知ってもらうためには、府中町歴史文化財ガイドクラブの活動やボランティアの育成が必要になっていると思いますが、今の質問も出ていますけども、どう考えているのか。もう一度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（益田芳子君） 田中議員、2回目の質問ありますか。

6番田中議員。

○6番（田中伸武君） ありがとうございます。

非常に前向きないろんな取組を答弁いただいたわけですが、私としては、もうちょっと、このお宝がすごいものだということの位置づけを、ぜひ教育長からでも御答弁いただきたいと思うわけでありませう。

一つは、さっきのこの指定に最大の努力をされたということですが、何というんでしょうか、その努力の中でも下馬評では、今回、ひょっとしたら指定は無理じゃないかというような話もあったわけで、つまりは我々地元のほうが、どうかな、恐る恐るいろいろ、一生懸命やったんだけど指定をお願いしたと。そうしたら、国のほうが案外、おい、これはあんたらすごい遺跡やでと、駅家としては2つ目になる指定に向けて頑張りましょうということで、意外に地元の大切であるという認識以上に、自分たちの認識以上に、国の本当の専門家のほうがすごい宝だと認めてくれたというのが、この経緯でひとつ明らかになったんじゃないかと思います。なんでも鑑定団でいえば、例の本人評価額1万円とか言って持っておってですね、じゃじゃーんいうて上げたら、何と100万円というような、そんな感じの我々が思っている以上にすごい評価をいただいている、そういうものじゃないかと思ってですね。

何度も強調するんですが、ぜひ教育長、教育行政、社会教育も含めた教育行政のト

ップとして、これを最大限に生かすんだというふうに所見を述べていただきたいと思います。

教育長に伺いますけども、2016年、4年前に、この遺跡再発掘、再指定に向けた動きの中で、新聞の取材にこう答えておるんですね。2016年5月11日付。町教委の高杉良知教育長は、「下岡田遺跡は歴史の町、府中のルーツともいえるシンボリック的存在。地元の理解を得ながら保存し、町民の心のよりどころとなる場にしたい」と話すと。この思いは、今ももちろんお持ちだと思いますし、さらに高まっておられるのではないかと推察するわけです。ぜひ、トップとして、このシンボルをきちっと残していく、大いに活用していく、誇りとして財産としていくと、そういう姿勢をいま一度示していただきたいと思います。

それから、すみません。細かい話ですけど、さっきの梶川さんの第2質問にも連携するんですけども、今後の国からの補助を受けて、いろんな土地を購入したり、公園化を整備していく中で、国の財布を当てにして申し分けないんですが、国の補助率もかなりあるんじゃないかと思います。その辺の財政的な見込みというか、見通しか、そこらもぜひ。もう一度、ちょっとお尋ねしますので、お答えをいただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（益田芳子君） 答弁。

社会教育課長。

○社会教育課長（山本進一君） 9番梶川議員のこのたびの国史跡指定された区域の民有地が含まれているということでございますが、民有地と町有地の概要を少し御説明させていただきます。

このたびの指定区域は、畑や駐車場の民有地と町道及び水路の町有地が対象となっております。対象面積の総面積は、3599.84平米となっております。そのうち民有地は3467.84平米、町有地が132平米となっており、約9割の割合で民有地となっております。

官報の告示による正式に国の史跡指定により遺跡に影響する行為は制限されることにはなりますが、地権者の方と一緒に遺跡の保護を図っていくということになります。同時に遺跡に影響のない現在の土地利用に関しては問題なく利用できることから、畑や駐車場利用については、当面、継続していただく形で遺跡の保護をお願いしてまい

る次第でございます。

続きまして、下岡田官衙遺跡を広く知っていただくということで、府中町歴史文化財ガイドクラブの活動やボランティアの育成ということでございますが、現在、歴史民俗資料館においては、府中町歴史文化財ガイドクラブが来館者に対してボランティアガイドをしていただいております。新資料館においても継続し、町民の方と一緒に下岡田遺跡の情報発信をしていただきたいと考えております。さらに、将来的には郷土に興味のある児童生徒も巻き込んで事業展開をしていきたいと考えております。

また、地域の方が参画による企画展示やボランティア育成など、手作りでみんなで楽しめる施設でありつつ、下岡田遺跡をトピック的に取り上げ、全国へ向け情報発信を行っていききたいとも考えております。

続きまして、田中議員の御質問です。

国史跡指定による保存・活用に対する国庫補助の適用等という御質問でございますが、国史跡指定による保存・活用等に関する国庫補助の適用は受けることができます。その中で、保存・活用計画整備基本計画の策定については、2分の1の補助率を受けることができます。また、史跡購入の際の補助率でございますが、5分の4となっております。

答弁は以上でございます。

○議長（益田芳子君） 教育長。

○教育長（高杉良知君） 6番田中議員から、「教育長、この町の宝をどうしていくのか」と、いろいろと私の思いを述べてみてくれないかという御質問をいただきました。大変感謝をしております。これまでの答弁と少し重なる面も出てまいりますけれども、少し私の気持ちをお話をさせてもらおうと思います。

顧みますと、この下岡田官衙遺跡は、昭和32年、城ヶ丘団地の開発により発見をされました。自来、昭和38年度に第1次の発掘調査が開始をされ、平成29年度まで、11次にわたる調査が行われてきたところでございます。57年という歳月を費やした中で、多くの専門家や地域の方々の御理解、そしてお力添えをいただき、調査した結果を令和2年3月に遺跡の価値や性格を明らかにした総括的な報告書として、先ほど紹介がありました、こういう形のもので、取りまとめることができたところでございます。そして、このたび、国の文化審議会から文部科学大臣に対して、国の史跡に指定するよう答申をされ、本当に長きにわたるこの取組、調査の結果が実を結

び、大きく花開いたというふうに思っております。

府中町は古代において、安芸郡、安芸の郷として発展をし、古代山陽道が横断をし、中世には安芸の国衙機能が存在するなど、古くから文化と政治が展開されていた伝統ある地域であるというふうに言われておりました。このたびの国の史跡に指定されることにより、史学的にということだけではなくて、考古学的にも、そのことがより明確になって、これは府中町の歴史だけではなくて、国史的といえますか、日本史的というふうに言ったほうがいいんでしょうか、先ほど田中議員からもありましたけれども、国史的にも重要性、貴重性が認められたということであろうかというふうに思っております。

そして、この遺跡は、府中町という町の名前が示すとおり、歴史の町府中、先ほど紹介ありましたけれども、ルーツと言えるようなシンボリックな存在であろうかというふうに私は思っております。そして、府中にとって、本当に大きな宝となる遺跡であります。さらに、これは全国的に見ても、古代山陽道及びその沿線にある官衙の展開を知る上で欠くことにできない大変重要な遺跡でございます。

今後は、関係機関等と連携をして、文化庁や広島県教育委員会と協力をしながら、町民の財産としての遺跡の保護と保存に努めてまいりたいというふうに考えております。そして、この地域資源を次世代へと伝え、誇りと愛着を持ち、個性あるまちづくりに寄与できるよう、保存と整備、活用を検討してまいります。

先ほど社会教育課長のほうから、児童生徒にも、この下岡田遺跡についての学びの機会を設けていくという説明もありましたけれども、府中町では志の教育という教育を進めております。現在、府中で学んでいる子どもたちが、府中のこの町で、この歴史ある町で学んでよかった、そして、府中の教育で、府中の学校で学ぶことができよかった、そういったことを感じながら、世界のどこで仕事をしていても、働いていても、生きていても、府中を一つの誇りに思って、堂々と大きな志を持って生きていくことができる、そういったことをイメージしながら、この遺跡の保存、そして整備、活用、こういったことを考えていきたいというふうに思っております。

答弁は以上です。

○議長（益田芳子君） 3回目の質問ございますか。

9番梶川議員。

○9番（梶川三樹夫君） 最後に要望として、ちょっと繰り返しになりますが言ってお

きます。

今、教育長も言われました、府中町にこの歴史的な宝があるわけですから、これを多くの人々、まずは府中町民にいろんな方法で、ちょっと難しい言葉なので、分かりやすい方法で発信をしていただきたいと思います。

また、田中議員も言われましたが、新しい民俗資料館には学芸員の配置をぜひ、前から言っておりますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、そこの下岡田に行こうと思っても、私は歩いても行けるんですけど、駐車場も何もない。特に駐車するスペースが全然ないところですので、将来的には駐車場の整備も含めてお願ひしたいと思ひます。

以上、要望として話をさせていただきました。

○議長（益田芳子君） 6番田中議員。

○6番（田中伸武君） 田中です。

教育長、御答弁ありがとうございます。最大限の姿勢を示していただいたんだろうと思ひます。細かいいちゃもんつけますと、シンボリック的存在とおっしゃいましたけど、シンボルそのものじゃないでしょうか。私は、そういう思いがこもってシンボリックとおっしゃったんだけど、実は、これはもうシンボルだと認識していらっしゃるのだと解釈いたします。

それから、国庫補助の件も、土地を買う場合は5分の4ということなので、8割の国の補助がつくということで、これは大いに。元をただせば我々の税金ですけども、町の行政と国からの支援も求めながらやっていくのに非常に明るい材料、期待できるんじゃないかと思ひますので、ぜひ、今後の整備計画等に、こういったことも考慮しながら盛り込んでいただければと思ひます。

よろしくお願ひします。ありがとうございます。

○議長（益田芳子君） 田中議員、要望でよろしいですか。

○6番（田中伸武君） いいです。答弁は要りません。よくよく理解しました。ありがとうございます。

○議長（益田芳子君） 以上で、第1項、「下岡田官衙（かんが）遺跡」国史跡指定の答申を受けて、9番梶川議員、下岡田遺跡の国史跡指定と文化行政について、6番田中議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係、第2項、防災行政無線放送について、4番狩野議員の質問

を行います。

4 番狩野議員。

○4 番（狩野雄二君） 皆さん、おはようございます。4 番狩野です。

初当選をさせていただき、一般質問の機会を得ましたので、住民の代表であるという自覚をしっかりと持ち、質問をさせていただきます。

質問内容は、防災行政無線放送についてでございます。

近年の異常気象に伴う災害が、毎年のように各地で発生しております。府中町も平成30年に榎川の氾濫により、多くの被害が発生したのは記憶に新しいところでございます。

町では、災害の危険がある場合、緊急情報を町民に知らせる手段として、防災行政無線放送が用いられており、府中町のホームページによると、町内44か所に屋外スピーカーが設置されているとのことです。

住民の方から放送が聞こえにくい、何を言っているのか聞き取りにくいなどの声を以前より耳にしております。スピーカーからの音は、風向きなどの天候や建築物による音の遮断により聞こえにくい状況となったり、建築物や山などで音が反響したり、複数のスピーカーからの音が時間差で届き、音が重複し、何を言っているのかが分かりにくい状況になっていると考えます。町内では、毎年のように高層マンションが建設されており、その影響で周辺の地域では放送の音が遮断、あるいは、反響により聞こえ方が変化することも十分想定されます。

町としては、防災行政無線放送を補完する手段として、携帯電話やパソコンなどにメールで届ける防災・安全安心情報メールサービスや、同じ内容が聞けるテレフォンサービスが実施されております。さらに、携帯電話を持っておられない聴覚障がい者、または視覚障がい者の方や防災行政無線放送が聞きにくい地域にお住まいの方に対して、固定電話への電話やファクスをされることになっております。防災行政無線放送以外に情報が入手できるように、いろいろと取り組んでおられますが、基本は放送による発信であると思います。

これらの内容を踏まえて、3点、質問をさせていただきます。

1つ目は、町内の44か所に設置してある防災行政無線設備の設置台数、設置場所、スピーカーの向きは、どのような基準、あるいは、どのような考え方で設置されているのかをお伺いします。

2つ目としましては、マンションなどの高層建造物で音の伝わり方も変化すると思われる状況の中で、定期的な放送可聴状態の確認などを行い、適切な放送設備の設置状況についての見直しも必要と考えております。

今月、府中町では、防災無線放送の難聴エリア調査を実施されることになっております。この調査結果を難聴エリア解消につなげていただきたいとの思いでございますが、具体的な調査方法と、その結果を受けて、どのような取組をされるのかをお伺いいたします。

3つ目としましては、携帯電話を持っておられない聴覚障がい者や視覚障がい者の方、放送が聞こえにくい地域で対象になられる方の全体の人数や、そのうち申請をされている人の割合を把握されているのでしょうか。対象者がこの制度を知らないがゆえに申請がされていないということがあってはなりません。府中町として、対象者の方々への本制度の周知はどのようにされているのかをお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（益田芳子君） 答弁。

総務企画部長。

○総務企画部長（増田康洋君） おはようございます。総務企画部長です。

4番狩野議員の防災行政無線放送についてに関し、答弁いたします。

防災行政無線放送は、緊急時の防災情報や平常時の人命に関わる情報、公共性の高い情報について、町内全域に一斉に伝達できる町の主要な設備として位置づけています。

この防災行政無線放送に関し、3つの御質問がございました。

まず、1つ目の御質問は、当該設備の設置基準についてです。

現在のデジタル式設備の前身となりますが、昭和61年、有線放送からアナログ式設備への切替えに当たり、比較的民家の集合している地域の中心で、かつ公共施設が存するところを設置場所として選定した上、放送が町内住宅地域全体に届くよう、スピーカーの種類、サイズ、数量、方向を設計し、設置をしたところでございます。

その後、平成27年度からデジタル式設備に移行したわけですが、移行に当たっては、既存設備の設置場所を基本としております。

2つ目の御質問は、難聴エリアの調査についてでございます。

設計上は、町内住宅地域全体に放送が行き届くと考えてはおりますが、議員御指摘

のとおり、近年、建物の高層化や防音性の高い家屋の増加、また、強い風雨等の気象条件などにより、聞こえにくいといった御意見を頂戴することもございます。

そのため、御意見が特に多い箇所を中心に、今年度、専門業者へ委託し、調査を行うこととしております。対象地域を20か所選定して試験放送を行い、現地で調査員などが聞こえ方や明瞭度を確認するとともに、機械による音圧測定などを行う予定としております。その調査結果を基に、スピーカーの向きの調整や増設など、改善できる方法がないか、検討を進めたいと考えております。

しかし一方で、実際のところ音による伝達に限界があることも、また現実であろうと思います。そのため、町では防災行政無線放送を補完する伝達する手段の多様化に取り組んでおり、町民の皆様には複数の手段で情報を入手していただくよう、お願いをしているところでございます。

3つ目の御質問は、聴覚障がい者や視覚障がい者の方などへの情報の伝達方法についてでございます。

固定電話やファクスによる伝達方法を用いた配信を令和元年6月1日から開始しており、令和2年11月30日現在、申請をいただいた登録者数は17人となっております。ただし、登録が必要な理由につきましては、特段、申請を受理する要件としておりませんので、対象者数の把握などは行っておりません。

当該伝達方法の周知につきましては、広報紙、ホームページ、福祉課など窓口での御案内のほか、出前講座でも行っており、さらには町内会において申請を呼びかけるなどの御協力をいただいているところでございます。引き続き積極的な広報活動を行い、必要な方が登録できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（益田芳子君） 2回目の質問ございますか。

4番狩野議員。

○4番（狩野雄二君） 御答弁いただきましたので、その件につきまして、再度質問いたします。

防災行政無線放送を補完する手段としまして、伝達の手段の多様化に取り組まれているとのことですが、平成30年第4回議会定例会の一般質問において、防災ラジオの導入について質問がされ、町側からは、防災ラジオ導入については、市町村への効果などの収集を含め検討していく旨の回答がされております。

全国的にも防災ラジオや戸別受信機を有償あるいは無償と対応はいろいろとありますが、希望する住民に設置するというサービスを取り入れている自治体が数多くございます。身近なところでは、安芸郡4町の府中町以外の海田町では防災ラジオ、熊野町、坂町では戸別受信機を導入されています。

近隣の自治体が既に導入している防災ラジオや戸別受信機を府中町がいまだに導入されていないというのは、防災行政無線放送を補完する手段として、現在行っているサービスで十分であるというお考えから導入をされていないということなんでしょうか。

防災ラジオや戸別受信機の位置づけについて、府中町としての考えをお伺いいたします。よろしく願いいたします。

○議長（益田芳子君） 答弁。

危機管理課長。

○危機管理課長（砂崎勇介君） 2回目の御質問について、御答弁させていただきます。

防災ラジオや戸別受信機を含め、情報発信手段については、調査研究を行っているところでございます。

特に近年は、情報通信機器の世帯保有状況が高いことを踏まえた情報発信手段の多様化が進んでいるところでございます。総務省における令和元年の調査によりますと、携帯電話、スマートフォンなどのモバイル端末世帯保有率は96.1%、そのうちスマートフォンは83.4%となり、初めて8割を超えて増加傾向となっております。また、60歳以上のインターネット利用率も前年と比較して大きく上昇し、世代間での格差が縮小しているところでございます。

こうした住民の皆様の日常生活に最も溶け込んだ媒体である情報通信機器への防災・安心安全情報メールの配信が防災情報を確実に取得していただくためには一番効果的であると考えており、登録者数の増加に取り組んでいるところでございます。

また、近年はメールを利用されていない方もおられることから、令和元年6月28日には、情報発信の多チャンネル化の取組といたしまして、府中町公式ラインを運用開始したところでございます。令和2年11月末現在の登録者数につきましては、メールが4,171件、ラインが1,921件となっております。

その他の取組といたしまして、令和2年1月8日には、ヤフー株式会社様と協定を締結いたしまして、アプリ利用登録者への防災情報発信を行っております。直近の町

域内のアプリ利用登録者数は、概算で約1万4,000件となっており、多くの方々に御利用いただいているところでございます。

このように、情報通信機器の世帯保有状況が高い現在におきましては、こうした情報通信機器の活用が非常に有効であると考えております。

情報通信機器を保有されていない場合における対応といたしましては、御質問にもありましたように、電話やファクスへの配信が有効であると考えております。

防災ラジオや戸別受信機の位置づけという御質問でございましたが、現在取り組んでおります手段で同等の情報発信は可能と考えていることから、現時点においても導入のほうは考えておりません。

今後も引き続き町が行っている情報伝達の周知に努め、登録者数を増やす取組を進めるとともに、情報発信の在り方について、調査・研究に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁となります。よろしくお願いたします。

○議長（益田芳子君） 3回目の質問でございますか。

4番狩野議員。

○4番（狩野雄二君） 日々進化している情報伝達技術の動向に、ぜひ注視をしていただき、住民の皆さん、特に情報弱者と呼ばれる方々へ防災情報が的確に伝わる取組を引き続き行っていただくことを要望しまして、質問を終わりとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（益田芳子君） 以上で、第2項、防災行政無線放送について、4番狩野議員の質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） ここで休憩といたします。再開は10時45分といたします。休憩。

（休憩 午前10時30分）

（再開 午前10時45分）

○議長（益田芳子君） 休憩中の議会を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） 続いて、総務文教関係、第3項、府中町の特別支援教育の現状

と課題について、8番二見議員の質問を行います。

8番二見議員。

○8番（二見伸吾君） 府中町の特別支援教育の現状と課題について質問いたします。

障がいによる学習上や生活上の困難を抱えている児童生徒は、2018年度現在、全国で約45万2,000人おり、全児童生徒数の4.6%であります。2008年度との比較ですけれども、特別支援学校1.2倍、約7万3,000人、特別支援学級2.1倍、約25万7,000人、通級による指導を受けている小中学生が2.5倍、約12万3,000人となっています。

学習上や生活上の困難を抱えている子どもに対して、その可能性を最大限に伸ばすために、障がいの程度、状態に応じて、一人一人に合った適切な指導と支援が必要であり、特別支援教育の充実が求められています。

文科省の定義によりますと、特別支援教育とは、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うと、このようにされております。そのために、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導という3つの学びの場が用意されています。

特別支援学校は、障がいの程度が比較的重い子どもを対象として教育を行う学校で、1学級の標準は6人、対象とする障がいは視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱であります。

特別支援学級は、小中学校に障がいの種別ごとに置かれる少人数の学級で、1学級の標準は8人、知的障がい、肢体不自由、病弱、身体虚弱、弱視、難聴、言語障がい、自閉症、情緒障がいといった障がいの種別ごとに学級が編成をされます。

通級による指導は、障がいのある子どもが小中学校の通常の学級に在籍し、ほとんどの授業を通常の学級で行いながら、週に1単位時間から8単位時間程度、障がいに基づく様々な困難の改善と克服に必要な特別の指導を特別の場で行う教育形態であります。対象とする障がいは、言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、学習障がい、LDと言われてはいますが、あと、注意欠陥多動性障害（ADHD）、肢体不自由及び病弱、身体虚弱であります。

町内には、特別支援学校はありませんので、特別支援学級と通級指導について伺い

ます。

町内で特別支援学級に通う児童生徒数及び通級による指導を受けている児童生徒数の推移は、どのようになっているでしょうか。

次に、特別支援学級について伺います。

特別支援学級に通われている児童生徒のうち、知的障がいのお子さんが約47%、12万1,000人、自閉症並びに情緒障がいのお子さんが、やはり約47%、12万3,000人で、知的障がい、自閉症、情緒障がいを持つお子さんが多い。その他は、約5%であります。

まず、知的障がいですけれども、知的障がいのあるお子さんで特別支援学級の対象になるのは、その段階に標準的に要求される機能に比較して、他人との日常生活に使われる言葉を活用しての会話はほぼ可能であるが、抽象的な概念を使った会話などになると、その理解が困難な程度の者とされており、文科省の教育支援資料は、さらに次のように説明をしています。例えば、日常会話の中で、晴れや雨などの天気の状態について分かるようになっても、明日の天気などのように、時間の概念が入ると理解できなかつたりすることや、比較的短い文章であっても、全体的な内容を理解し短くまとめて話すことが困難であったりすることである。

次に自閉症ですけれども、自閉症とは、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く、特定のものにこだわることを特徴とする発達の障がいであります。

第3に情緒障がいですが、情緒障がいとは、状況に合わない感情・気分が持続し、不適切な行動を引き起こされ、それらを自分の意思ではコントロールできないことが持続し、学校生活や社会生活に適応できなくなる状態を言います。

自閉症、情緒障がいを持つお子さんは、他人と関わって遊ぶ、自分から他人に働きかける、集団に適応して活動する、友達関係をつくり、協力して活動する、決まりを守って行動する、他人と関わりながら生活を送ることなどが難しい。言語が全くなかったり、言葉の発達の遅れや特異な使用が見られたりする。このような特徴があります。

そこで質問です。当町において、特別支援学級は、どのようになっているでしょうか。

第3に通級による指導について伺います。

発達障がいなどで通級指導を受けている児童生徒が、昨年5月1日時点で13万4,000人に上り、過去最高になったと文科省が公表いたしました。内訳は、小学校11万7,000人、中学校1万7,000人、高校800人です。障がい種別で見ますと、言語障がい4万人、自閉症2万6,000人、注意欠陥多動性障害2万5,000人、学習障がい2万2,000人です。

注意欠陥多動性障害とは、身の回りの特定のものに意識を集中させる脳の働きである注意力に様々な問題があり、または、衝動的で落ち着きのない行動により、生活上、様々な困難に直面している状態を言います。これまであまり知られてこなかった障がいの一つで、注意欠陥多動性障害という診断名は、1994年からだそうです。活動に集中できない、気が散りやすい、物をなくしやすい、順序立てて活動に取り組めないといった不注意と、じっとしてられない、静かに遊べない、待つことが苦手で他人の邪魔をしてしまうといった多動衝動性が、同程度の年齢の発達水準に比べて、より頻繁に強く認められます。故意に活動や課題に取り組むことを怠けている、自分勝手な行動をしているなどとみなされてしまい、これまで障害によるもだと理解されてきませんでした。そのため、周りの大人から行動を強く規制されたり、叱られることも多く、そこから、自分はどうせ何をやっても叱られるといった無力感に陥ってしまうこともあります。

学習障がいも知られるようになったのは比較的最近です。学習障がいとは、学習に必要な基礎的な能力のうち、1つないし複数の特定の能力について、なかなか習得できなかつたり、うまく発揮することができなかつたりすることによって、学習上、様々な困難に直面している状態を言います。全般的な知的発達に遅れはないのですが、聞く、話す、読む、書く、計算すること、推論する能力のうち、特定のものが苦手であります。学習障がいは、まだ十分に知られていない上に、一部の能力を習得することと使うことだけが難しいので、単に学習が遅れている、本人の学力、努力不足とみなされてしまい、障がいだとは思われておりません。

柳家花緑さんという落語家がいますけれども、識字障害（ディスレクシア）という学習障がいがあることを公表しています。書かれた文字を見て、脳が認識して理解するのに時間がかかる障がいです。書くことも難しい。花緑さんは字が読めないために、勉強全般に興味がなくなるといいます。教科書が読めないし、黒板に書かれたことをノートに書き写すこともできないので、クラスメイトが先に進むのに、置いていか

れてどんどん差が広がっていく。字を読むのが苦手だから宿題もできない。その積み重ねで勉強からますます遠ざかっていく。小学校5年生のときの通知表に担任の先生は、「気が散って学習に身が入りません。根気よく復習しましょう。勉強以外のことなら一生懸命やるのですが」と書いていますが、40年ほど前ですから、担任の先生も障がいだとはもちろん知らない。花緑さんの本名は小林九というそうですが、小林君は勉強しない子という評価となり、もっと努力しなさいというふうになるわけです。そして、同級生は、ばかの小林君と呼ぶ。落語のおかげで、花緑さんはひどいじめには遭わなかったようですが、発達障がいのあるお子さんは、学校でいじめられることも多く、いじめから不登校になる場合も少なくありません。

文科省によりますと、注意欠陥多動性障害や学習障がいなど、発達障がいの可能性がある児童生徒は、全体の6.5%だと言われています。

そういう中で、通常の学級に在籍しながら、週に1単位時間から8単位時間程度、障がいに基づく様々な困難の改善、克服に必要な特別な指導を特別の場で行う通級による指導が1993年より全国で制度化をされました。2006年からは、学習障がい、注意欠陥多動性障害、自閉症が対象に含まれるようになっていきます。

そこで質問です。通級指導の特徴、指導の実態はどのようなものでしょうか。

第4に教育支援委員会について質問をいたします。

文科省の共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進報告は、教育支援委員会について次のように述べています。

現在、多くの市町村教育委員会に設置されている就学指導委員会については、早期からの教育相談、支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、教育支援委員会といった名称とすることが適当である。教育支援委員会については、機能を拡充し、一貫した支援を目指す上で重要な役割を果たすことが期待されると。

文科省は、教育支援委員会に以上のような位置づけを与えておりますけれども、当町において、教育支援委員会は、どのような役割を果たしているのでしょうか。

第5。これで最後ですけれども、障害者差別解消法と、そこに定められております合理的配慮について伺います。

障害者差別解消法第8条2項は、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときに

は、障がい者の権利・利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的に配慮するように努めなければならない、このように定めております。

文科省は、この合理的配慮の具体例の一つとして、絵や写真カード、コミュニケーションボード、タブレット端末等のICT機器の活用を挙げています。

当町の特別支援教育で、ICT機器はどのように活用されているのでしょうか。また、本人及び保護者がICT機器の利用を希望した場合の対応は、どうしてしておりますでしょうか。

以上5点、質問をいたします。

○議長（益田芳子君） 答弁。

教育部長。

○教育部長（榎並隆浩君） 8番二見議員、府中町の特別支援教育の現状と課題について答弁いたします。

まず、1問目の町内で特別支援学級に通う児童生徒及び通級による指導を受けている児童生徒数の推移はどうなっているのかという御質問ですが、事前に配付している一般質問No. 4の参考資料にもお示ししているとおり、過去5年間の児童生徒の推移を見ますと、特別支援学級在籍の児童生徒の数は、平成28年度小中全体で62人でしたが、令和2年度では90人と、5年間で約1.5倍。また、通級指導教室では、平成28年度18人が令和2年度50人と、約2.8倍になっております。このように特別支援教育についての理解が年々高まり、指導を受ける児童生徒の数が増えている状況でございます。

続いて、2問目の当町において特別支援学級はどのようになっているのかについてですが、特別支援学級は障がい種別ごとに学級を設置しており、児童生徒の障がいの状態等に応じて、個々に具体的な目標と内容を設定し、授業を実施しております。

例えば、知的障がいの特別支援学級においては、教科の学習で日常生活と関連づけ、学習と体験を関連づけた指導を取り入れております。具体的に申しますと、野菜を育て、収穫した作物を使って調理を行う際に、材料の分量を計算したり、栄養教諭に調理の方法で分からないことを質問したりする学習の中に、その中で伝えやすく話をするための文章を考え、伝える学習を仕組んだり、計算や語彙の力を高めたりするなどの学習を体験的な活動の中に積極的に取り入れております。

特別支援学級は、児童生徒数1学級当たり上限8名となっており、障がい種別ごとに8名を超えますと学級数が増えます。令和2年度につきましては、知的障がい、自閉症情緒障がい、肢体不自由、病弱などの特別支援学級を町内小中学校全体で21設置しております。

また、特別支援学級には、教員以外に町単独費で教育支援員を配置し、障がいの状態に応じた丁寧な指導ができるよう、町として取組を進めております。

次に、3問目の通級の指導の特徴、指導の実際はどのようなものかについてでございます。

府中町では、通級指導教室を平成26年度に府中南小学校に設置し、指導をスタートしております。

この通級による指導は、小中学校に在籍する児童生徒のうち、障がいによる学習上または生活上の困難の改善・克服をすることを目的とし、週1時間から週2時間程度、障がいに応じた特別の指導を実施しております。現在、府中町では小学校に2校、中学校に2校、通級指導教室を設置し、教員を配置しており、教員が配置されていない学校で通級の対象となる児童生徒が在籍している場合においては、教員が巡回し、指導に当たっております。

例えば、自閉症の場合は、他者と社会的な関係を形成することに困難を伴い、コミュニケーションや情報を捉えることが困難であるなど、通常の学級の一斉指導のみでは十分な成果が上げられない場合があります。そのような場合に円滑なコミュニケーションのための知識や技能を身につけるための指導を個の実態に応じて指導し、その上で、絵や写真などの視覚的な手がかりを活用しながら相手の話を聞くことや、メモ帳を用いて自分の話したいことを相手に伝えるなど、実際に学んだ知識・技能を生活の中で実際に活用できるよう、学びの場面の設定を行っております。

また、注意欠陥多動性障害の場合は、どの場面で困難さが生じているのか、状況の要因を明らかにし、例えば、衝動性・多動性が強い場合においては、ロールプレイを取り入れ、相手の気持ちを考えたり、ビデオや絵で視覚的に示したりすることで、自分や周りの状況を振り返るなどの指導を行っております。

学習障がいを書くことが困難で、適切な文字をなかなか思い出すことができない場合においては、パソコンで文章を書いたり、ノートをパソコンで取ったりすることにより、授業内容を書くことができるようにしております。

通級による指導を受ける児童生徒に係る週当たりの授業時数につきましては、当該児童生徒の心身の障がいの状態を十分考慮し、保護者と連携を図り、時間設定を行い指導をしております。

次に、4問目の当町において、教育支援委員会はどのような役割を果たしているのかについてですが、教育支援委員会は、障がいにより教育上特別な配慮を要する児童生徒に対し、その就学についての的確に判断を行うために設置しており、11月に本委員会を実施しているほか、必要に応じて持ち回りによる会議を実施しております。

委員は、府中町立学校教職員（各校の校長、特別支援教育コーディネーター）と、併せて関係行政職員（福祉課、子育て支援課の職員）から構成をしております。また、専門的な立場からの助言をいただくために顧問（療育関係者、病院の院長、特別支援教育アドバイザーなど）で構成し、今年度におきましては、委員が18名、顧問が5名で構成しております。

特に毎年11月に実施している会議では、次年度の新小学1年生、新中学1年生の児童生徒の特別支援の就学について協議することが主な内容となっております。実態把握や医師の診断、保護者の思いなどを総合的に判断し、専門的な立場からの意見もいただき、就学の方向性を決定していく会議であります。

また、現在、特別支援学級に在籍している児童生徒、通級による指導を受けている児童生徒につきましては、現状と合理的配慮の状況等を委員、顧問に資料提案により確認していただき、協議を行っております。

次に、5問目の当町の特別支援教育でICT機器はどのように利用されているのかについてですが、現在、府中町内の特別支援学級及び通級指導教室において、状況に応じてICT機器を活用した授業を行っております。例えば、自閉症・情緒障がい特別支援学級におきましては、国語の時間に文字から具体的なイメージを持たせるよう、タブレットで写真を提示したり、理科の時間に植物などをタブレットで提示したり、算数の図形においては、実際に図形をタブレット上で見たりすることにより、イメージが持ちにくいものをしっかりとイメージさせ、理解を深めております。

次に、本人及び保護者がICT機器の利用を希望した場合の対応についてですが、特別支援学級及び通級指導教室におきましては、現在も既に個別の状況に応じてICT機器を利用した授業を実施しており、本人及び保護者からICT機器の利用の希望があった場合は、実態に応じた利用は可能でございます。

しかし、通常の学級の一斉授業の場面において、発達障がいの児童生徒がタブレットを個別に使用することは容易でないというふうに考えております。今後、各学級に電子黒板が導入されることから、一斉授業の中で電子黒板の活用により、視覚的に思考を促したり、理解を深めたりする提示を行うことができます。このことは、クラス全員の理解を深めるとともに、発達障がいの児童生徒への支援にもつながるものと考えております。

答弁は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（益田芳子君） 2回目の質問ございますか。

8番二見議員。

○8番（二見伸吾君） 府中町における特別支援教育の現状について、大変よく分かりました。

特別支援学級に対して、町として独自の予算をつけ、教育支援員を配置しているという答弁でしたけれども、今年度は21クラス90人の児童生徒に対して、30人の教育支援員を配置していると先日伺いました。障がいの程度に応じ、丁寧に指導されていることを大いに評価をしたいと思います。今後とも、町費による特別支援員の加配を継続していただきたい。

私は、今年の6月議会でGIGAスクール構想と府中町の児童生徒の学習保障について一般質問いたしました。これを読みました保護者の方からメールを頂きました。文面からすると、府中町ではないけれども、広島県内にお住まいの方のようであります。その一部を紹介させていただきます。

「一人一人へのタブレット導入を喉から手が出るほど望んでいる一保護者です。タブレット導入が標準仕様でないから、書くことに困難、読むことが困難、音を拾うこと、何かしら型にはまった古い日本の学校教育のやり方に困難を抱え、学校に行けない子を特別扱いはできないとはねのけられ、広島は他県に比べ、とてとても遅れています。タブレットが遅くなるなら、他県のように学習支援員を多く入れ、困難のある子に寄り添える人数を入れたらいい。それもできていない。親や子どもの言うことを学校は聞かないから、教育委員会がいいと言わないから、その子だけ使わせて問題になるのが嫌だから、そうやってはねのける先生を専門家が1校1校説得していく。その大変さ、その気の遠くなる時間、ゆっくりじゃ遅いんです。早く合理的配慮が遅れている広島にタブレットを。息子のように板書も書けず、先生にメモをもらい、授

業中は別の本を読んでいるようにと言われ、本を読むために学校に行っている子どもがいることを知ってください」

お子さんが学習障がい、授業でタブレットを使うことを強く望んでいることが分かります。

当町は、特別支援学級及び通級指導教室においては、現在も既に個別の状況に応じてICT機器を利用した授業を実施しており、本人及び保護者からICT機器の利用の希望があった場合は、実態に応じた利用が可能と、こういう御答弁でした。メールをいただいた方のお子さんがどういう学級に属されているのかは分からないんですけども、府中町の場合は、特別支援学級と通級指導教室であれば、タブレットなど、ICT機器の利用は既に行われているということで、問題はクリアされているわけがあります。

しかし、学習障がいを持っているお子さんが特別支援学級でも通級指導教室でもない場合、一斉授業の場面において、発達障がいの児童生徒がタブレットを個別に使用することは容易ではないという答弁でした。確かにクリアすべき様々な課題があるように思われます。

先ほどの保護者の方が書かれているように、その理由が特別扱いできないということであれば、それは乗り越えていく必要があるのではと思います。眼鏡や補聴器を特別扱いだと思同級生や保護者はいないと思います。ICT機器は、学習障がいを持っている児童生徒にとって、眼鏡や補聴器と同じような役割を果たす場合がある。だから、その使用に対して合理的配慮が求められているのではないのでしょうか。

それと同時に、ICT機器は眼鏡や補聴器と違う面もございます。多機能であることや、機械の使用によって、それぞれの障がいを軽減する効果があるかどうかについて慎重な見極めが要る。小児科医の加藤醇子さんが、「タブレットの使用について、学習意欲が高まったことはとてもよかったのですが、タブレットやパソコンは補助具であり、特に音韻操作能力が低い場合、読み能力自体を著しく改善することはできません。改善の可能性がある低学年から中学年では、やはり専門的指導が必要です」このように書かれています。

先日、学習障がいについての講演会に参加したんですけども、そこでも広島大学の氏間和仁准教授が、ICTの活用は取り入れればよいわけではなく、指導の狙いを見極め、学びの本質に近づくための活用を目指したいと述べていました。大切な観点だ

と思います。

そこで質問ですけれども、特別支援教育における合理的配慮について、町はどのように考えているのでしょうか。

もう一つお尋ねしたいと思います。

2017年、文科省と厚労省が協働して家庭と教育と福祉の連携トライアングルプロジェクトを発足させ、翌2018年3月にプロジェクト報告をまとめました。

報告は、発達障がいをはじめ、障がいのある子どもたちへの支援に当たっては、行政分野を越えた切れ目ない連携が不可欠であり、一層の推進が求められているところであると述べ、特に教育と福祉の連携については、学校と児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所等との相互理解の促進や保護者も含めた情報共有が必要だと述べております。そのために各地方自治体の教育委員会や福祉部局、当町でいえば福祉保健部だと思いますけれども、この2つが主導して支援が必要な子どもやその保護者が乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目なく支援が受けられるよう、家庭と教育と福祉のより一層の連携を推進することを課題といたしました。

このような報告を踏まえ、2018年、学校教育法施行規則に次のような規定が新設をされました。「特別支援学校に在学する幼児児童生徒について、個別の教育支援計画を作成することとし、当該計画の作成に当たっては、当該児童生徒または保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と当該児童生徒等の支援に関する必要な情報の共有を図らなければならないこととする。そして、この規定を特別支援学校だけでなく、特別支援学級、通級による指導を受けている児童生徒についても準用する」としています。報告が言うように、家庭を真ん中にして、教育と福祉の連携を進めることは大切です。

そこで質問いたします。報告には、国は障がい児通所支援事業所等と学校との関係を構築するため、各地方自治体において、教育委員会と福祉部局が共に主導して連絡会議などの機会を定期的に設けるように促すとあるのですが、当町において、教育委員会と福祉保健部との定期的な協議の場というものはあるのでしょうか。また、日常的な連携は、どうなっているのでしょうか。

以上、2回目の質問です。

○議長（益田芳子君） 答弁。

学校教育課長。

○学校教育課長（土井賢二君） 二見議員さんの2回目の質問、まず1問目、特別支援教育における合理的配慮について、町はどのように考えているのでしょうかについて、御答弁させていただきます。

まず、合理的配慮については、現在、特別な支援が必要な児童生徒について、保護者と連携を行いながら個別の教育支援計画を作成し、教育支援員の配置や柔軟な教育課程の編成、教材を配慮するなどの支援を行っております。

先ほどありました一斉授業の場面において、発達障がいの児童生徒がタブレットを個別に使用することについては、タブレット活用が、その児童生徒にとって支援として適しているかの見立てが必要であると考えており、また、一斉授業においては、授業者1名で学級の授業を行っていくことになるため、周りの児童生徒やその保護者の理解、当該児童生徒のタブレットの活用力、また、一斉授業の流れの中で適した活用ができるかなど、検討しなければならない事項が数多くあります。そのため、そうした要望があった場合は、専門家や関係機関の意見等を聞いた上で、個々の課題に合わせた支援が行えるよう、多様な方法の検討をしていくことが必要と考えております。

I C T機器を個別に使用しての授業については、先ほどお話ししたとおり、具体的にイメージを持たせるなどの活用を行っておりますが、そのほかにもI C T機器を利用し、プリント学習を行ったり、形を捉える漢字練習に活用したりできるものと考えております。

続いて2問目。当町において、教育委員会と福祉保健部との定期的な協議の場というものはあるのか、また、日常的な連携はどうなっているのかについて、御答弁させていただきます。

現在、特別支援教育に係って、障がい児通所事業所等と学校との関係構築のための連絡会議を定期的には実施することは行っておりません。しかし、障がい児通所事業所と学校が必要に応じて、連携会議やケース会議の実施や個別に連携を図っております。

また、学校においては、特別支援学級の児童生徒、通級による指導を受けている児童生徒について、個別の教育支援計画、個別の教育指導計画を作成し、保護者の意向を踏まえつつ、当該児童生徒の支援に関する必要な情報を整理し、その上で医療機関や福祉等と必要に応じて連携を図っております。

また、町では、県費によるスクールソーシャルワーカーを中学校区に1名ずつ配置し、月に1回、教育委員会とスクールソーシャルワーカーとの連絡会議を実施してお

ります。スクールソーシャルワーカーは、教育と福祉の両面に関して専門的な知識、技術を有し、家庭、学校、福祉をつなぐ重要な働きを担っており、児童生徒が抱える状況を改善、解決するための取組を行っております。

答弁は以上です。

○議長（益田芳子君） 3回目の質問ございますか。

8番二見議員。

○8番（二見伸吾君） タブレットなどを使用したいという要望があった場合には、専門家や関係機関の意見等も聞いた上で、個々の課題に合わせた支援が行えるよう、多様な方法で検討するということでした。決して門前払いでないということでしたので、安心をいたしました。この保護者の方が府中町にいれば、先ほどのようなメールはなかったのではないのかなというふうに思います。

特別支援教育の充実のために最も必要とされることは何でしょうか。香川県の小学校で特別支援学級の担任をされている先生が、次のように書かれています。特別支援学級に対して、「子どもたちはゆっくり勉強ができる、2回聞くと分かる、先生が近くにいるから困ったときに安心と話してくれます。また、音が少ないから集中できるとも言います。この子たちは、少しの支援があれば、通常学級で学べるかもしれないと思うことがあります。現在、進められようとしているインクルーシブ教育は、統合型、障がいのある子どもが通常学級で学ぶことだと思えます。統合型で行うのであれば、1学級の人数を15人ぐらいにし、複数担任にするか、構成メンバーに対して必要な支援員の配置が不可欠です。さらに教室を広くし、クールダウンスペースや個別学習を展開するスペースを設けることも必要です。個々の児童の困り感に合わせて支援をしながら、個々の学びと集団での学びをコラボさせる。そんな環境が実現すれば、統合型も可能かもしれません。そして、学習指導要領の縛りは緩くする必要があります」

この先生が書かれているように、障がいのある子どもが通常学校で学ぶことを保障するためにも、クラスの人数を減らし、複数担任として教育支援員を増やすことが必要だと思えます。

文科省は、ずっと少人数教育のために努力をしてきましたけれども、財務省の壁に阻まれてきました。10月26日、財務大臣の諮問機関である財政制度審議会作業部会においても、全国一律での少人数学級の導入には否定的な意見が多数派を占めたよ

うであります。これに対して、萩生田文部科学大臣は27日の記者会見で、少人数学級を実施している自治体からの意味がないという声はただの一つもないと反論したといます。ぜひ、萩生田文科大臣をはじめ、文科省には頑張ってくださいと思います。

11月26日に開かれました全国町村長大会に向けてまとめられた要望書において、次のような要望項目が掲げられていました。

「教員が子どもと向き合う環境を確保し、きめ細やかな指導を行うため、少人数学級や少人数指導、専科指導、生徒指導などの充実に向けて、複式学級の解消も含めた定数の改善を図ること。通級指導や外国人児童生徒等への教育に係る基礎定数化については、安定的・計画的な配置が可能となるよう着実に進めること。その際、僻地や対象児童生徒との少ない障がい種などに対応する加配定数の削減は行わないこと。小中学校の普通学級に在籍する学習障がい、注意欠陥多動性障害など、障がいのある児童生徒に対する特別の指導の充実や、日常生活上の介助や学習指導上のサポートを行う特別支援教育支援員配置の促進に向けた財政措置の拡充、関係機関との連携調整等を担う特別支援教育コーディネーターの専任化を推進するための教職員定数の改善、特別支援学級の編成基準の引下げなど、特別支援学級の充実を図ること」

いずれも大賛成であります。

全国で200を超す議会が少人数学級を求める意見書を採択しております。府中町議会も今定例会で小中学校の全学年で少人数学級の実現を求める意見書が採択される見通しであります。

障がいのあるなしにかかわらず、一人一人の状況に応じた教育を進めるために、少人数学級並びにそれを保障する教職員定数の改善が求められている。この点で、文科省も全国町村会も我が府中町議会も一致しているわけです。ぜひ、文科省を励まし、それぞれの力を合わせて少人数学級を実現したい。このことを最後に表明いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（益田芳子君） 以上で、第3項、府中町の特別支援教育の現状と課題について、8番二見議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係、第4項、「三世代同居・近居の支援」で、活力ある地域社会の実現をについて、11番寺尾議員の質問を行います。

11番寺尾議員。

○ 1 1 番（寺尾光司君） 一般質問をさせていただきます。質問の主旨は、通告書の記載のとおりですが、発言は若干補足説明を加えながら行いたいと思います。よろしくお願いいたします。

質問事項、「三世代同居・近居の支援」で、活力ある地域社会の実現をということでございます。

町では、今年度、平成 27 年 10 月に策定をされた府中町まち・ひと・しごと総合戦略の計画期間が満了するということから、次期総合戦略の策定作業が現在進められています。先日、新人議員に対する説明会が開催されたところでございます。

この、まち・ひと・しごと創生総合戦略は、我が国における急速な少子高齢者の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力のある日本社会を維持していくために、そのためには国民一人一人が安心して豊かな生活を営むことができる地域社会、町の形成、そして、地域社会を担う個性豊かで多様な人材、人の確保、そして、地域社会における魅力ある多様な就業の機会、仕事の創設を一体的に推進することが重要であることから、国、地方公共団体がそれぞれ計画を定め、総合的かつ一体的に取り組むとされております。

国では、第 1 期、平成 27 年から令和元年に続き、第 2 期、令和 2 年から令和 6 年の 5 か年計画が新たに策定され、4 つの基本目標と 2 つの横断的な目標の下、将来にわたって活力ある地域社会の実現と東京圏への一極集中の是正を目指す取組が行われております。

府中町では、第 1 期総合戦略策定に当たり、人口の維持を基本に「子育て世代が居住を選択するまち」を目指すこととし、施策としては、総花的なものとはせず、子育て支援に特化した総合戦略とすることとし、広島都市圏で一番の子育て支援、子ども連れ家庭の生活利便の向上、子どもに伝える地域の魅力向上を基本目標に、子育てを中心とした各施策が実施されてきたところでございます。子育てナンバーワンの町を目指すという佐藤町長の積極的な情報発信や児童センターの整備、ネウボラなどの先駆的な取組なども相まって、子育て環境に対する府中町の対外的、対内的な評価は大きく向上したものと思っております。

新聞社の商圈調査や住宅会社の住み心地ランキングで、府中町 4 年連続首位とか、府中町 1 位とか大きく取り上げられましたが、子育て環境を含めた利便性が高い我が

町府中町のまちづくりが大きく評価されたものと思っております。認知度が高まり、非常に誇らしいことだと感じております。

一方で、第1期総合戦略の具体的な検証が行われておりますが、この検証では、町の人口は維持されておりますが、目標とした人口の水準には至っておらず、数値目標でありました子育て世代女性100人当たりのゼロ歳児数9.23人、そして、20から39歳女性について、前年の19から38歳女性と比較した増加人数59人につきましては、ともに未達成となっております。日本社会全体での人口減少、人口一極集中の是正への道筋というものは、なかなか手ごわいものだと思っております。

他方、先週の町の補正予算審議で児童数の増加が見込まれ、教室が不足する見込みだという説明がありました。マンションの建設などが要因だということでございます。今後の人口動向に期待が持てるものだと思っております。現在、住み育てる町として府中町に対する注目度が高まっており、こうした注目、期待を一層高める新しい取組が必要だと思っております。

総合戦略改訂に当たり、実態調査、アンケート調査や有識者の会議が行われております。実態として町外転出は子ども連れの30代が多く、転出の理由としては住宅事情、住宅価格、家賃が挙げられております。アンケート調査などで、重点的に取り組むべき事項として、子育て、防災、公共交通、住環境というのが求められております。町のマイナスのポイントとして、住環境、価格や住宅規模等が挙げられてもおります。また、有識者会議で住宅が循環する仕組みがあればいいというような指摘もあり、広く住宅関係の支援策の展開が求められる意見が出ており、今後の取組強化が必要だと感じております。住宅施策というのは対象が広く、個人の財産に関わることでもありまして、公費の投入をどこまで行うのかという議論がありますが、まずは子育て支援、人口増に着目して取り組む必要があるのではないかと考えます。

町では、平成29年度から、子育てあんしん住宅リフォーム支援事業を実施し、自己が所有する一戸建ての住宅の子育てリフォーム工事費の一部を補助されておりますが、さらに今後は支援対象として、三世帯同居・近居をぜひ検討し、加えていただきたいと提案するものでございます。

三世帯同居・近居は、直接的かつ実効性に優れた人口増、人口減に歯止めをかける施策で、また、子育てと介護の双方に対応できる有効性の高い施策でございます。子ども世帯と親世帯が同じ世帯に住む、もしくは近い距離に居住することを支援するこ

との利点は、世代間で助け合いながら子育てが可能となり、子育てへの不安感の緩和や負担の軽減につながることで、さらに親世代を見守ることができるということ。また、親世代にあっては、子ども世代が近くにいるという安心感や子や孫の成長を見守れるという生活の張り合いともなります。共に心豊かに暮らせるというものでございます。加えて、三世代同居・近居は、地域行事への参加機会も多くなり、地域コミュニティ、地域防災力の強化ともなります。

国の資料によりますと、親との居住関係が近い夫婦ほど出生する子ども数が多くなる傾向があると示されております。2010年の数字でございますが、親世代と子世代が別居の場合は、子どもの数が1.84人、近居で1.99人、同居では2.09人となっており、三世代同居・近居の支援は、出生率の向上につながる施策でもあります。

また、府中町の特性から、子ども世帯の呼び寄せだけでなく、親世代を呼び寄せることも支援の対象と考えられるのではないのでしょうか。快適、便利で暮らしよい府中町で、親世代、子世代、孫世代と一緒に近くで暮らせるよう、様々な施策で支援していくことが求められております。

ぜひ、町の施策として、第一歩、前へ踏み出してもらいたいと思っております。

国が平成28年6月に閣議決定した日本一億総活躍プランというのがあります。これにおいても、希望出生率1.8を実現するための一つの施策として、子育てを家族で支える三世帯同居・近居しやすい環境づくりを推進するとされております。独立行政法人都市再生機構が管理されている賃貸住宅の家賃に近居割引という制度が導入されております。また、同居対応の家屋改修工事に係る所得税の税額控除などの支援策が行われてもおります。全国の自治体や近隣の自治体でも、同居・近居の支援は取り組まれております。乗り遅れることなく進めるべきでございます。

具体的な支援策としては、引っ越し費用、住宅購入費、新築費の助成、リフォーム費用の助成、金融支援など、様々な方法が行われております。また、財源の配慮として、年度の予算額の上限を定めたり、助成年度を限定している団体もあります。

活力ある地域社会の実現のため、今回の総合戦略に三世代同居・近居の支援を位置づけ、事業をまずスタートさせていただきたい。前向きな理事者の考え方を伺いたいと思います。

質問は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（益田芳子君） 答弁。

総務企画部長。

○総務企画部長（増田康洋君） 11番寺尾議員の「三世代同居・近居の支援」で、活力ある地域社会の実現をに關しまして答弁いたします。

議員御承知のとおり、現在、町では、次期まち・ひと・しごと創生総合戦略、以下総合戦略と申します、を策定中でございます。

議員の御質問は、人口増に係る具体的施策として、三世代同居・近居における住宅購入費や引っ越し費用などに対する経費の支援を総合戦略に位置づけてはどうかという御提案であるというふうに理解をしております。

町でも、三世代同居・近居の支援は需要はあると思われまじし、転入後の持続性も見込まれ、即効的な人口増・転出減へつながる施策であるという認識を持っているところです。

一方で、次期総合戦略の策定に際し行った有識者会議やアンケートの意見・結果におきまして、三世代同居・近居をキーワードとした視点はあまり見られず、子育て、教育、防災のさらなる強化を望む声が多いところでございます。

また、現在の総合戦略においても、移住に係る直接的な費用助成という施策は実施していない上、広島都市圏をターゲットとした「子育て世代が居住を選択するまち」を目指す方向性は継続することから、現時点では、裾野を広く施策を推進していく方針であり、ある意味ピンポイントな三世代同居・近居の支援というのは考えていないところでございます。

しかしながら、昨今、行政課題は短いスパンで姿を変えるとともに、子育て世代のニーズも多様化している中、常に最適な人口減少対策を模索する必要がございます。

三世代同居・近居の支援につきましては、有用な施策として、近隣自治体の状況も参考にしながら、今後も研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

答弁は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（益田芳子君） 2回目の質問でございますか。

11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） 答弁、ありがとうございました。

今回の総合戦略での位置づけは難しい、今後も研究を進めていきたいという内容の答弁だったと思います。

答弁の中で、ちょっとアンケートの話がありましたけど、住宅関係の支援を求める意見というのがアンケートの中でも示されております。また、住宅施策の中でも、同居・近居の支援というのは、まさに住民ニーズに沿った効果的な人口増施策でもあり、町の活性化の策の全国トレンドになっているのではないかと考えております。しっかり研究を進めて、ぜひ実現していただきたいと考えております。

少し数字等を紹介したいと思います。

町が昨年、令和元年12月に町内の事業所に勤務される町外の居住者1,200人の方に勤務先を通じてアンケートを実施されております。回収率は56%というものでございます。このアンケートの質問の中に、府中町への転入のきっかけになりそうな行政施策は何ですかというものがあまして、その一番多い回答が住宅関係の支援ということで、44%の人が住宅関係の回答を挙げられております。2番目が交通利便性の向上、以下、防災・防犯体制の充実、子育ての支援などとなっております。府中町は地価、住宅価格が高いということで、少しでも支援をいただきたいと。人気のある府中に住みたいという意見がアンケートの表れではないかというふうに思っております。

そして、住宅関係の支援策、特に三世帯同居・近居に関する支援策を実施している全国とか近隣の自治体の例を申し上げますと、東京都の新宿区、品川区が引っ越しの費用の助成で10万から20万円の助成、その中では地元商店街に使えるポイントを付与するという自治体もあります。墨田区では同居または近居、これは1キロ以内ということですが、そして、義務教育終了前の子どもがいる世帯が新築住宅を購入する場合は50万円、中古住宅で30万円の助成、かつ住宅金融支援公庫の固定ローン、フラット35ですか、この金利を5年間0.25%引き下げるという措置もされております。その他、東京都の多摩市、大阪の枚方市など、ネットで検索すれば、多くの自治体でそういったものに取り組まれているというのが分かると思います。

また、近隣では、広島市が三世帯同居・近居支援事業という事業名で、同じ小学校区内や直線1.2キロ以内に引っ越しする場合、引っ越し費用の2分の1の範囲内で10万円を上限に助成をされております。市のホームページによると、年間120件の予算ということですが、今年の11月18日現在で、現在92件の申請がされているということになっております。また、広島市は助成条件の一つとして、住み替え後に町内会に加入し、積極的に参画する意思があることという条件が決められていると

ということで、地域の行事にも積極的に参加するというのを求められているということでもございます。

熊野町では、同居・近居支援ではないんですが、19歳未満の子がいる世帯、または夫婦とも40歳未満の世帯で、熊野町内で住宅の新築または購入する場合、上限20万円の助成金を交付されるという制度があります。県外から転入の場合は、さらに上限10万円が加算されるという住宅の支援策でございます。

三世代同居を含めて住宅施策に力を入れておるのが坂町でございます。坂町は、総合戦略の中に三世代同居・近居の推奨と位置づけられて施策を展開されております。子育て世帯引越支援事業として、最大10万円の引っ越し費用が助成されます。また、これとは別に三世代同居・近居住宅支援事業として、同居や近居を始めるための住宅の取得、増改築を行う場合、条件によっては、いろいろあるんですけど、50万円から最大200万円、200万円の場合は同居で町外からの転入で住宅を新築する場合ということですが、200万円の助成がされるという制度がございます。また、住宅金融支援機構のフラット35の金利の引下げというのも適用となります。また、坂町では、先ほど広島市と言いましたけど、坂町でも助成条件として自治会加入というのを求められているというものでございます。坂町の令和2年の予算では、引っ越しの支援が500万円、三世代同居・近居支援の住宅支援のほうは1,600万円予算が計上されております。基金など、特定財源を活用されて、事業を実施されている様子でございます。

ここで再質問でございますが、理事者側のほうで、坂町などの取組の実績、実施状況などを把握されている内容があれば、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（益田芳子君） 答弁。

政策企画課長兼職次長。

○総務企画部次長兼政策企画課長（谷口充寿君） 11番、寺尾議員の2回目の御質問に対しまして御答弁いたします。

近隣にある坂町から聞き取りをしております。御質問の中で、一部述べられているため、重複もございますが、確認の意味を含めて御説明をいたします。

坂町では、三世代同居・近居住宅支援事業という名称によりまして、平成28年度から助成を始めておられます。制度の概要ですが、中学生以下の子どもがいる世帯が町内で三世代同居または近居する場合に、住宅の新築購入、または増改築する費用の

一部を補助するというものでございます。補助金額は区分により50万円から200万円。制度利用件数等は、昨年度までの4年間で70件、70世帯の256人とのことでもございました。ちなみに昨年度の実績は、23件で補助金額は2,200万円、全て戸建て住宅となっていると伺っております。また、令和2年度、今年度予算額は1,600万円でした。なお、財源措置についてですが、令和3年度までは県の交付金を活用した基金から、令和4年度以降は基金充当がなくなり、一般財源での対応になるとのことでした。

取組として参考になる部分はございます。しかしながら、1回目の答弁内容と若干重複いたしますが、総合戦略に掲げる「子育て世代が居住を選択するまち」を目指すため、現時点では裾野を広く施策を推進していく方針でございまして、三世同居・近居の支援は考えていないところでございます。また、県内市町で取組が進んでいない背景から、導入の難しさがあるのではないかと感じているところでもございます。まずは当町の現状や町民の皆様からいただいた御意見を基に導き出した効果的な施策を推進することとし、今回、御提案のございました可能性のある施策につきましては、他市町の動向等を踏まえるとともに、住宅事情の見極め、地域性、ニーズ等、様々な要素やメリット、デメリットを総合的に判断いたしまして、調査研究をしてみたいと考えております。

答弁は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（益田芳子君） 3回目の質問ございますか。

11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） どうもありがとうございました。いろいろ調べていただいて感謝いたします。

結構、坂町、金額的にも全国でいえば最大限に近いんじゃないかと思うんですけど、大きな金額ということで、実績もすごく上がっていると。財源的にどうかないうのは、確かに課題はあるとは思うんですけど、それぞれの自治体でいろんな施策を勘案する中で、そういった対応を取られているということではないかと思えます。

全国的にはそんなにないということではなくて、かなり、先ほど言いましたように、多く取られている施策だと思います。どれだけの規模とか、どれだけの件数とかいう、その条件というのは、各自治体それぞれ考え方があってと思いますが、特に府中町という、この利点というか、便利な快適という、この町の特性を生かして、さらに人口減

少を少なくする、そして増やしていこうということの中で、一つのきっかけとなる施策ではないかと思います。これは単発で終わるような施策でしかないんですが、一つの呼び水として、府中町というのが選択肢の中に一つ出てくると、その着眼点として、同居・近居、そして、なおかつ他のコミュニティーにも、介護にも、教育部分にも、それぞれ波及がある施策だと思って、総合的に関わっていく施策だろうというふうに思います。ぜひ、検討をさらに進めて、少しでも府中町に合った施策として取り組まれるようお願いして終わりたいと思います。以上でございます。

○議長（益田芳子君） 以上で、第4項、「三世代同居・近居の支援」で、活力ある地域社会の実現をについて、11番寺尾議員の質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） ここで昼休憩をします。再開は13時からいたします。休憩。

（休憩 午前11時54分）

（再開 午後 1時00分）

○副議長（児玉利典君） 議長を交代いたしました。

休憩中の議会を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○副議長（児玉利典君） 引き続き、一般質問を行います。

続いて、総務文教関係、第5項、府中町情報公開条例の改定について、6番田中議員の質問を行います。

6番田中議員。

○6番（田中伸武君） 府中町情報公開条例の改定についてということで、質問させていただきます。

府中町の情報公開条例は、1983年、昭和58年に制定されており、当時、中四国地方では初めてという先進的な取組として注目を浴びました。

ところが、あれから40年近くということで、最近の国民の知る権利の意識の高まりなどに対応し切れていない。ざっくり言えば、決して情報公開にオープンでない時代遅れの面も目につくのではないかというわけであります。

具体的な問題点は後に述べますが、時代の要請に応じて人々が使いやすい条例に直していくべきだと考える次第であります。

時あたかも、我が府中町議会は、開かれた町政を目指して議会改革の一つともいえるインターネット配信を検討しようとしています。これもちょっと遅過ぎた取組なんですけども、議会と執行部が共により透明性を高めた情報公開に取り組むということは、人々の町政への関心を高め、信頼性をも高める、そういう一助になるのではないのでしょうか。

最近では、例の森友学園問題での財務省の文書改ざん、あるいは桜を見る会での内閣府のシュレッダーでの廃棄、自衛隊の日報隠しなど、政府による公文書軽視、情報隠蔽の問題が次々と明るみになったこともあって、行政機関への信頼も大きく損なわれているところでもあります。だからこそ情報公開が大切だと皆が感じている、そういう時代ではないかと思います。

そこで、府中町の条例の具体的な課題を3点、特にはそのうち2点を強調して、条例改正についてお尋ねします。ちょっと細かい話で申し訳ありませんけども、条例の根幹として大切なことだろうと思います。

まず、第1点は、誰が情報公開を請求することができる、そういう決まりになっておるかということでもあります。

現在の条文では、第4条で住民は公開を請求することができるようになっていて、その住民とは何ぞやというのは、第2条2項で、住民とは町内に住所を有する個人や法人云々と定めております。つまりは、町外の人には請求しにくいと、そういうふうに記されている条文なわけでありまして。

この条例を制定したときには、自分たちの町の住民を想定していたということのようなんですけども、その後、2001年に国が情報公開法を施行したときの考え方はもっと幅広く、誰もが請求できるという意味で、何人も請求できると示されております。何人も、外国人にも権利があるよと、人ですからね。そういうふうに門戸を開いているわけです。地方の条例も、これに続いている形となっているわけです。

府中町は、ちょっと古い考えのままで門戸が狭いと。現実の運用では、第11条で町外の人にも任意で公開するよとという努力規定があるので、例えば、ずうずうしい新聞記者が町外から現れて、これを出せと言うた場合なんかは、町外の人であっても公開に応じているというようなことでもありますけれども、第2条を見ただずうずうしくない普通の町外の方は、これは住民かと、これはわしは住民じゃないけ、ちょっと敷居が高いわと、はなから請求を諦めてしまうと、そういうおそれもあるわけであり

ます。ここはきちんと、やっぱり最近の条例のように敷居を下げてください。「住民は」でなく「何人も」というふうにするべきではないでしょうか。

第2点は、公開対象となる文書であります。何を公開すべきかと。もちろん、本来全ての公文書は公開の対象のはずですけれども、やはり府中町の第2条では、文書や図画、写真、電子データなどであって、決裁、供覧等の手続が終了しているものというように定めがあるわけでありまして。要するに決裁、管理職が判こなんかを押した文書でないとか、あるいは供覧、つまりオープンにすると決めたものでないといけんよと。そういうふうにも受け取れる。その後のものしか出せないというふうにも受け取れるわけでありまして。これでは、せっかく役場に文書があるのに手続が終わるまでは駄目だというように制限が設けられて、公開の対象にならなくなってしまうのではないのでしょうか。

ここも国の法律のほうでは、そんな決裁だとか、供覧だとか、そういう条件はつけられておりません。最近のほかの自治体の条文でも、そういった判こを押してないといけん、判こはあるかもしれませんが、決裁がなくてもなどという表現は少なくなっておりまして、役所が組織として用いる文書が対象、つまり、仕事で使う文書だったら対象となるということでありまして。

以上2点ですけれども、さらには、最近の情報公開の対象となる文書を定めた公文書管理法、これは、つい10年ちょっと前ですけれども、定められた法律では、情報公開の対象となる文書について、行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程、後で検証することができるよう、つまり、そういう文書をきちんと管理しなさいと。もちろん電子データや録音データも含めて、消したり廃棄しちゃいけませんで、というように定めておるわけでありまして。この法律は、地方公共団体もその趣旨にのっとれという努力目標を設けておりますし、当然、地方の議会もその対象となって、きちんと文書を管理し、文書というのは電子データや録音テープも含めて、ちゃんと管理せい、というわけでありまして。

公開対象と将来して、検証と対象とすべきだというのが、この法律であり、趣旨であり、我々もその対象となっておるわけでありまして。

すみません。第3点、知る権利という文言。これは、はっきりした文言は、府中の条例では制定後の17年たって、やっと盛り込まれたわけでありましてけれども、権利意識としての住民、人々の知る権利、この権利をしっかりと、この精神をしっかりと

しみ込ませた条例として、改めて条例を発展させ、運用の面でも最大限の透明性を発揮すべきだろうと私は考えるわけであります。

府中町の条例は、この37年間で6回改定されているようですが、さっき私が指摘した3点のうち、特に前の2点、何人も請求できるんか、決裁前の文書も対象なんか、この2点については改正されないままです。以上は特にぜひ改定に向けた取組を改めてスタートさせるべきではないでしょうか。いかがお考えでしょうか。

そして、こういう取組を進めるに当たって、もちろん法務的な吟味とか、先進事例の研究とか、時間をかける必要があると思います。加えて、大事なのは、やっぱり住民の意見も掘り起こして、こういうことやってるんよと、一緒に考えようで、そういうことを呼びかけることも大事ではないでしょうか。そういうことを尽くすことによって、まちづくりに住民も、「よし、わしもまちづくりに関わっていくんじゃ」という意識が啓発されるというふうに考えるわけであります。そういう取組方についても、併せてお伺いしたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○副議長（児玉利典君） 答弁。

総務企画部長。

○総務企画部長（増田康洋君） 6番田中議員の府中町情報公開条例の改定についてに関しまして、答弁いたします。

町では、昭和58年、全国で4番目に情報公開条例を制定して以降、37年の長きにわたり、住民の情報公開を求める権利を保障するとともに、開かれた町政の象徴として、当該条例の適正な運用に努めてまいりました。また、条例制定後も、要求資料で御提示をいたしましたとおり6回もの一部改正を行っており、情報公開制度の運用改善に取り組んでまいりました。

御質問1の（ア）についてでございますが、町では、情報公開制度の目的を町政の公正な執行と住民の信頼の確保を図り、もって民主的町政の一層の発展に寄与することとしていることから、請求権者を住民、すなわち住所、勤務場所等を町内に限定しているところでございます。

続いて、（イ）についてですが、町では、決裁、供覧等の手続が終了したものに限定しているところです。

続いて、（ウ）についてですが、町では、平成12年の一部改正において、第1条

の目的規定中、当該文言、知る権利を明記する改正を行っているところでございます。

先ほど前段で、町の情報公開条例の制定が先駆的なものであったことを申し上げましたが、その後、時代は移り変わり、平成13年4月には、行政機関の保有する情報の公開に関する法律、以下、法と申します、が制定され、国においても情報公開制度が導入をされています。また、これと前後して、広島県及び県内各市町においても、情報公開条例が相次いで制定されました。

御質問1の（ア）について、法では、何人も行政文書の開示請求ができることを規定をしております。（イ）について、法では、開示請求の対象を行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものとしており、つまり、決裁過程における文書も対象にしているところでございます。

このように、今現在、国と町の考え方に差異が生じていること、また、時代背景や住民の知る権利の高まりなど、自治体を取り巻く環境も変容していることから、町においても、条例の全面的な改正を検討してまいりたいというふうに考えます。

改正に際しましては、国や広島県、県内他市町の情報公開制度を参考にするとともに、パブリックコメント制度も活用をいたしたいというふうに思います。

次に、御質問の2についてですが、条例改正の内容は、より公正で開かれた町政を推進するものでなければなりません。情報公開制度の周知については、広報紙や町ホームページなどにより、積極的に発信していく必要があるものというふうに考えております。

答弁は以上です。よろしく願いいたします。

○副議長（児玉利典君） 2回目の質問はございますか。

6番田中議員。

○6番（田中伸武君） 答弁、ありがとうございます。

一つは、その改正に向けて、全面的な改正を検討してまいりたいということで、共にいろいろ頑張って知恵を出していきたいなと思います。その考えの基になっておる町と国の考え方に差異が生じていると。やっぱり町の条例は、時代にちょっと遅れてきているなということで、住民に対して申し訳ないなという、そういう認識だろうと思います。その点も私は非常に評価したいと思います。

今、増田さんの答弁の最初に民主的町政の一層の発展に寄与することであるがために請求者を住民に限定しているということでもありますけども、民主的町政の発展に寄

与するためには、やっぱり外からの意見もあって当然じゃないかと思うわけで、結局のところ、そういった表現にも影響を及ぼすかもしれませんけども、全面的な改定に向けて、ぜひとも、議会も対象となるわけですから、共にいろんな知恵を出して頑張っていければいいなと思っておるところであります。

それで、町長にも姿勢を一言お聞きしたいとは思いますが、住民を基本とした、住民のアクセスする町政と、これはもちろん基本であると思うので、いろんなハードルを下げて、ぜひ取組を、今後の町政に取り組んでいくんだという、当然のことでもありますけれども、そういった御意思をお示しいただければと考える次第であります。

ちょっと調べて面白いなと思ったんですけど、さっきの民主的町政の一層の発展という表現が出た制定当時の議会のやり取りであります。その条例を制定した当時は府中町は革新町政でありまして、山田機平さんという社会党の町長さんでありました。与党も、共産党と社会党が与党として町政に議会であったわけですが、この条例を制定したときの1983年、昭和58年3月定例会で、やり取りがかなり激しくやっておるんですね。問題になったのは、先ほど私も指摘した例の決裁が済んだものしか対象にならないんじゃないかと。つまり、判こを押した文書しか公開対象にせんよとも受け取れる、そういう例の決裁情報の文言をめぐって、かなり激しく。これがやり玉に上がるとるわけですね。社会党や共産党の議員さん、与党の議員さんが町長に向かって、「この条例があったら、かえって非公開条例になる。条項を外せ」言うて迫るとるわけですね。しかし、当時は文書の管理そのものがきちっとしていなかったものですから、本当に公開対象とする文書が曖昧だったんだろうということで、「いや、こらえてください。ここのところはこらえてくれ」というような答弁をして、とにかくスタートさせるためにこういう条項を設けさせてくれというように苦しい答弁をやり取りしとるわけです。最後に企画部長が、いろいろ問題があると、この条例をスタートするに当たっていろいろ問題があると認めた上で、「これが永久的な条文ではございません。公開の方向に向かって修正させていただくということです」という、もうスタートのときから直すよという答弁までしてスタートしているわけです。

そういう意味では、条例の改定とか前進というのは、この38年越しの課題でもあるんだと思いますので、ぜひ、この機に取り組んでいこうではありませんかと、町長の姿勢をお伺いしたいと思います。お願いします。

○副議長（児玉利典君） 答弁。

町長。

○町長（佐藤信治君） 6番田中議員さんからの御質問ですけど、部長が答弁しました。部長の答弁、そのとおりでございますので、改めてトップとしての確認という御質問なんだろうというふうに思います。

情報公開制度につきましては、町政全般においてわたる、かつ町政の基本になるものでございます。部長が答弁しましたが、現条例につきましては、国や広島県、県内他市町村の条例を参考に、今の時代に応じた条例につくり変えていく必要がある。御指摘があったように、その当時から、もう改正を前提として出発したというのは、ちょっと現職員はあまり経験していない時代の話であったかなというふうに思いますが、まさにそのとおりかなというふうに思います。

ただ、改正であっても、現条例の目的であります情報の公開を求める権利の保障、また、町政、行政の公平な執行と信頼の確保、町政の一層の発展と、こうした先達の理念については、引き続き継承していきたいというふうに思います。

私は、いつもですね、平成28年度に町長に就任いたしました、年度初めの当初に職員に訓示を行うわけですが、必ず一文を入れてあります、同じ文章。「事務執行に当たりましては、法令遵守を徹底をして、行政運営の透明性、客観性、公平性を確保する。これを事務事業の執行に当たっての基本理念で進めてください」ということを毎年申し上げております。それが行政に携わる者としての、我々、税金で事業を執行するものでございますので、仕事の取組の基本であるというふうに考えております。

世の中が変わりまして、今までこういう考えであったというのが、社会が変わってきたということで、新たな条例ができたとしても、時がたてば、それもまた時代に合わなくなるということ、多々あります。大切なのは、時代の流れを読み取るということであろうと思いますし、見直しを行って、常に行政の最適化を目指していく姿勢が大事なんだろうというふうに、大切なんだろう、そのように努めてまいりたいということをお答弁させていただきます。

以上です。

○副議長（児玉利典君） 3回目の質問でございますか。

6番田中議員。

○6番（田中伸武君） 今の姿勢をお聞きして安心しましたので、ぜひ取り組みましょ

う。議会も対象ですので、ぜひともに取り組みましよう、取り組んでいきたいと思
います。

ありがとうございます。以上です。

○副議長（児玉利典君） 以上で、第5項、府中町情報公開条例の改定について、6番
田中議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係、第6項、新型コロナウイルス感染症下での町の財政運営に
ついて、10番西議員の質問を行います。

10番西議員。

○10番（西 友幸君） 一般質問に入る前に、金曜日の議会ありまして、補正予算、
多々組んでいただいて、本当に感謝しております。一昨年、財調21億円ありました。
昨年は18億円、今年は13億円になっております。要望が多々あると思いますが、
財調もかなり、もう半分ぐらいになっているわけですね。ということは、ちょっと
知っとなっていたいたきたいというのもあります。

それでは、質問に入らせていただきます。

今回は、新型コロナウイルス感染症下での町の財政運営について質問したいと思
います。

新型コロナウイルス感染症は、昨年末に中国において確認されて以来、本年1月
30日には、世界保健機構から国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態が宣言され
ました。世界中では感染者、12月10日現在で6,800万人を超え、死亡者も
150万人を超えており、日本国内でも12月9日現在で、感染者が約17万人、死
亡者も2,500人と、まさに緊急事態となっております。

国内では、新型コロナウイルス感染症が国民の健康や経済に与えた影響は、これま
で経験のないものであり、国としても緊急経済対策、第1次補正予算及び第2次補正
予算等は、合わせて総額230兆円を超える事業規模となり、事業と雇用を守り抜く
ために、かつてない規模となりました。

また、11月から新型コロナウイルス感染症の陽性患者数が急激に増加し、第3波
がやってきたとも言われております。

最近の報道では、国の第3次補正もかなり大規模になるのではないかと思います。
この前ちょっとありましたね、20兆円ちょっと。

所得税を払うときに、東北の復興税2.3%払っていますが、いずれこれも五、

六%の確率で所得税に、国が払うということないですから、国債も大赤字ですので、我々国民にいずれは返ってくると思いますが、府中町においても、製造業など、法人や個人事業者を問わず、企業の存続と感染症の拡大防止の間で苦慮されています。

このような深刻な状況の中で、町においても当初見込んだ税収を確保できなくなり、今後の財政運営に大きな影響を受けるのではないかと心配しております。また、税収は単年度でなく、今後の町財政に大きく影響してきます。場合によっては、今、予定納税等も払われとるところありますが、どことは言えませんが、7億円ぐらいの前納金を返納せんにやいけんということも、今、生じております。どこで聞いたかというのは言われてましたが、知ってますので。

町においては、いかなる状況下でも住民サービスを低下させるような歳出削減はすべきではなく、そのためにも歳入を確保する方法をしっかりと検討すべきではないかと思えます。

そこで、次の点について伺います。

1つ目は、財源確保策として、私がかねてより町が所有する遊休地を売却すべきであると申し上げてきましたが、以前の答弁で、売却は一時的な財政対策で長期的には安定した財源とはならないとの回答をしていただきました。今でも使用見込みのない土地は売却すべきだという考えは変わりませんが、次に検討すべきこととして、遊休地を駐車場などとして活用し、少しでも財源確保となる策を検討・実施する予定はないかを伺います。

続いて2つ目ですが、自動車会社のマツダは、広島市から広島市民球場の命名権、いわゆるネーミングライツを取得しています。広島市が施設に名称する権利を民間企業等に売却し、その対価を施設維持の利用者のサービス向上に充てるものですが、府中町でもこのようなネーミングライツを導入してみてもはどうでしょうか。くすのきプラザなど、町内に対象となり得る施設があるので、募集すれば申し出てくれる企業もあるのではないのでしょうか。町のお考えを伺います。

最後に3つ目ですが、役場庁舎やくすのきプラザは、毎日多くの方が車で来庁され、駐車場に車を置いて担当部署に訪れられていらっしゃると思いますが、中には施設利用者以外の使用もあり、本当に必要な利用ができない状況もあるのではないかと心配しています。役場などに来られる方以外の利用の抑制のためと駐車場という施設の利用という観点から、一定の駐車スペースを持つ公共施設の駐車場を有料化することが必要で

はないかと思いますが、いかがでしょうか。

質問は以上です。

○副議長（児玉利典君） 答弁。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 10番、西議員さんからの御質問について答弁いたします。

新型コロナウイルス感染症が社会・経済に与える影響は非常に大きく、文字どおり、過去に例のない状況となっていることは御承知のとおりです。

本町の財政におきましても、議員御指摘のとおり、町税収入の大幅な減少が見込まれること、歳出面でも扶助費等の増加が見込まれることから、非常に厳しい状況となることが予想され、新たな歳入の確保は喫緊の課題であると認識しております。

そこで、1点目の御質問、遊休地の売却や活用についてお答えします。

売却は一時的な財源対策ではあるものの、比較的大きな歳入となり得るため、現状のように過去に例のない状況下におきましては、財政状況に応じて柔軟に検討することも必要であると考えております。

今年度は事業用代替地として保有していた青崎東の土地を売却する予定ですが、来年度以降においても財政状況に応じて、遊休地については売却も含め、有効に活用することを検討してまいりたいと考えております。

次に2点目の御質問、ネーミングライツの導入についてお答えします。

ネーミングライツとは、公共施設の愛称命名権を民間企業等へ付与し、対価を得ることで、公共施設の適切な維持管理等を図ろうとするもので、近隣市町を含めた多くの自治体で導入が進んでいるところです。

本町においても、今後予想される財政状況等を勘案すれば、導入に支障がない施設についてはネーミングライツを導入し、新たな歳入を確保することで、適切な維持管理を継続する力を高めておくことが重要であると考えております。このため、来年度からのネーミングライツ事業の開始を目指して、現在、管財課において、制度導入に向けた準備、検討を進めているところでございます。

最後に3点目の御質問、公共施設駐車場の有料化についてお答えします。

主目的を新たな歳入確保、つまり収益事業として駐車場有料化を行う場合、駐車場を管理するための機器の導入や保守等のコストが発生するため、相応の利用数が見込まれ、かつ原則として減免利用のない施設で目的が達成できるものと考えられます。

近隣市町の公共施設等における有料駐車場の事例もあることから、それらを参考としつつ、今後、施設所管課とともに検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、駐車場の有料化は利用者に直接的な負担を求めるものですが、順番としては、まずネーミングライツによって、町民に負担を求めない方法での歳入確保から始めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

答弁は以上です。よろしく願いいたします。

○副議長（児玉利典君） 2回目の質問ございますか。

10番西議員。

○10番（西 友幸君） 答弁、ありがとうございました。

今年度、青崎東の区画整理の土地を売るということですが、たかが二千数百万円入るぐらいのもので、はっきり言って。先ほど、町の財調言いましたが、何億ものというのは、とてもとてもじゃないですが、ほとんど不可能に近いということです。

このコロナというのは本当に大変です。今からまだどれだけ補償をやっていかないけん。中でも、府中町よくやっているんですよ。家庭に1,000円ずつの券を配ったりですね、いろんなことをやっていますよ、府中町。この前言ったように、児童手当5万円、また新たに出すとかね、よう府中町頑張っていると思いますよ、本当。

最終的にはもう一つあるんですが、言ってしまえば簡単なんです、都市計画税0.3で広島市と合わせたら4億5,000万浮くと思いますよ、年間。これが最後の答えですが、どこから言うたらいいですかね。

今回のように活用が見込まれないものは売却し、売却の時期が未定なものは、できるだけ収益を生むような活用を検討、実施し、せっかくの土地も何もせずに遊ばせておくことがないよう、財産の有効活用をしていただきたいです。

2つ目のネーミングライツの件ですが、御答弁では前向きに検討されるとのことですので、ぜひ、実施に向けて頑張ってください。先ほどの質問のときに述べましたが、ネーミングライツの候補地として、くすのきプラザや今年度新しくなる府中公民館などが含まれるんじゃないかと思います。他の市町村導入事例もしっかり研究し、町の歳入確保のためにはもちろんですが、施設のネーミングバリューを高めるためにも実施していただきたいと思います。

3つ目の駐車場の有料化の件ですが、駐車場は毎日多くの方が利用されるので、維持管理、例えば駐車場の附属工事も必要となります。その際には工事費を全部税金で

賄うのではなく、駐車場という施設を車で来庁される特定の利用者の一部を負担してもらうべきだと私は思います。

有料化の導入には、機械の導入といった初期費用や補修費用など、コストがかかるものは理解できますが、役場庁舎やくすのきプラザの利用者以外が駐車場等を使用することに一定の歯止めがかかると思います。

有料化の導入を検討するに当たっては、役場庁舎やくすのきプラザに本当に用事があってこられた方もいらっしゃると思うので、そのような方に対して一定時間であれば駐車場料金を減免するなどの制度も必要だと思います。よく銀行なんか行ったら、三、四十分ただですよとか、そんなのありますよね。そういったことを指しているんですが。

また、今回質問した項目には優先順位として、利用者の直接負担を求める駐車場の有料化よりも、町民に負担をかけないネーミングライツによる歳入の確保から始めていただきたいと御答弁がありました。ということで、ひとつよろしく申し上げます。

○副議長（児玉利典君） 要望でよろしいですか。

○10番（西 友幸君） はい。

○副議長（児玉利典君） 以上で、第6項、新型コロナウイルス感染症下での町の財政運営について、10番西議員の質問を終わります。

（発言する者あり）

○副議長（児玉利典君） それでは、一旦終わっていますので、本来ならできなんですけども、お願いします。

○10番（西 友幸君） 途中から。

遊休地の売却や有効活用も、引き続き積極的に行っていただきたいのと、今回は質問しませんでした。つばきバスを活用したものや、いろいろ規制があり、実施するには難しい部分がありますが、屋外広告を活用したものなど可能だと思いますので、町民にできるだけ負担をかけない方法で、各種の税や使用料などを値上げしなくても、町の財政が維持できるよう、財源確保案の検討を強くお願いし、以上で私の質問を終わります。

○副議長（児玉利典君） 以上で、第6項、新型コロナウイルス感染症下での町の財政運営について、10番西議員の質問を終わります。

以上で、総務文教関係の質問全部を終わります。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○副議長（児玉利典君） 続いて、厚生関係で質問を行います。

続いて、厚生関係、第1項、コロナ対策について、1番川上議員の質問を行います。

1番川上議員。

○1番（川上翔一郎君） 皆さん、お疲れさまです。1番の川上翔一郎です。

本日は一般質問の機会をいただき、益田議長、児玉副議長をはじめ、先輩同僚議員各位に心から感謝申し上げます。よろしくお願ひいたします。

また、コロナ禍の中、医療関係や医療の最前線で懸命に御尽力いただいている方々や町民生活を支えていただいています皆様に敬意と感謝を申し上げます。

それでは、一般質問を始めさせていただきたいと思ひます。

コロナ対策について。コロナ感染の拡大している中、東京では1日に600人を超える感染が確認され、広島県では12月13日現在で、合計1,600人以上、府中町でも12月13日現在で36名感染が確認されております。いつ、誰が感染してもおかしくない状況の中、発熱などが起こった場合、体調が悪く、どこに電話していいかわからない、不透明であり、不安な状況であると思ひます。町民の皆様の不安を少しでも軽減するためには、スムーズな診療、検査を行うことが重要であります。

府中町では、どのようにしているのか、そして、どう町民目線でしていかなければならないのか、お聞かせください。

それに加えて、インフルエンザの感染も警戒していかなければなりません。コロナウイルスとインフルエンザでは感染防御レベルが異なることから、どう対策をしていくのか、答弁よろしくお願ひいたします。

以上です。

○副議長（児玉利典君） 答弁。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（山西仁子君） 1番川上議員の一般質問、コロナ対策について、御答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、国内で令和2年1月14日に1例目の陽性患者が発生して以来、12月10日現在、17万2,337人の感染が確認され、入院治療を要する人が2万2,815人、2,526人の死亡者が出ております。

広島県においては、11月下旬以降、広島市内を中心に新型コロナウイルス感染者数は急増

し、感染状況は県内全域にわたって拡大しております。こうした中、広島市の感染者の新規報告数（直近1週間の10万人当たり）は、既にステージ3を超え、ステージ4に近い状態にあり、このままでは県全体に感染が拡大し、県全体で同様の事態に陥り、県民の命・健康・生活に大きな影響が及ぼされるリスクがあるため、広島県と広島市が連携し、集中的な感染拡大防止対策に取り組まれております。

町に対しても、広島県から補助を受けて購入しました新型コロナウイルス感染症に対応した車両について、軽症者搬送車両として、クラスターが発生しております広島市への貸出しについて協力要請がありましたので、12月10日付で対応したところでございます。

また、町においても、議員御指摘のとおり、13日現在で36人の感染者が確認されております。町といたしましては、3月7日に県内初の感染者の確認を受け、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、国・県の動きと連携しながら、感染状況の把握、町民の皆様への情報発信及び各種感染対策に取り組んでいるところではございますが、いま一度、町民の皆様感染症対策の徹底を呼びかけ、町全体で感染症対策に取り組んでまいります。

御質問の診療検査について府中町ではどのようにしているのか、町民目線でどのようにしたらいいのかについてですが、軽い風邪症状であっても、新型コロナウイルスに感染していた事例が全国で多く報告されております。広島県の陽性者の症状についても、発熱、関節炎、味覚障がいなど、複数の症状の方から、発熱のみ、倦怠感のみ、味覚障がいのみなど、症状が1つの方まで様々です。

町民の皆様には3つの密の徹底回避、体調管理、マスクの着用、手洗い、せきエチケット等、基本的な感染対策の徹底をお願いしているところではございますが、発熱、喉の痛みなど、風邪かなと思う症状が生じた場合は、まずはかかりつけ医など、身近な医療機関に電話相談していただきたいと思っております。

相談先の医療機関で対応できない場合は、他の医療機関を紹介していただけますので、紹介していただいた診療・検査医療機関で診療・検査することになります。

相談する医療機関に迷う場合は、受診・相談センター（積極ガードダイヤル）に電話相談していただければ、広島県が指定した身近な医療機関を案内していただけますので、紹介された身近な医療機関で診療・検査することになります。

受診・相談センターは、広島県各保健所にあり、府中町は西部保健所の管轄になり

ます。

検査につきましては、医師が個別に判断します。

検査の結果、陽性となれば、保健所の指示に従い、病院等に入院、またはホテル等に隔離、または自宅で様子を見るなどします。陰性の場合も同じように、その後、自宅待機も含め、保健所の指示を受けることになります。

なお、PCR検査等の検査医療機関につきましては、混乱を避けるため、病院名は非公開となっております。

今後の広島県の新型コロナウイルス感染症予防対策としましては、感染すると重症化しやすい高齢者・障がい児者が入所・入居する施設のうち、要介護度または障がい支援区分の高い者、もしくは重度障がい児、障がい者が入所し、多床室の割合が高い施設に勤務する全職員を対象に唾液による抗原定量検査を全額県負担で実施されていく予定です。

当町においては、高齢者施設のうち、特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム、介護老人保健施設に該当する3施設が対象となり、検査を受ける予定となっております。

高齢者等の重症化の未然防止とクラスター発生の未然防止、または縮減に努めてまいります。

続いての質問、インフルエンザの感染対策についてですが、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザは、どちらも似たような風邪の症状で、個人個人で判断はつきません。事前に電話相談し、医師の指示での診療になりますが、医院では発熱の外来患者は別室で診断するなど、慎重な対応をさせていただいております。

医療機関の新型コロナウイルス感染症による負担軽減を図るため、より多くの方にインフルエンザ予防接種を受けていただけるよう、従来から接種費用を助成しております65歳以上の高齢者に対し、さらに負担軽減を図るとともに、感染したときのリスクの高い妊婦及び生後6か月から小学校2年生までの子どもについては、予防接種費用の一部助成を独自で行っております。

町民の皆様には、インフルエンザ対策におきましても、体調管理、マスクの着用、手洗い、せきエチケット等、基本的な感染対策の徹底を引き続きお願いしたいところでございます。

今後は、全町民を対象とした新型コロナウイルスワクチンの接種体制の準備に取り

かかってまいります。まだ、接種時期、接種内容とも未確定ではありますが、国から新型コロナウイルスワクチンの供給が可能となった場合に素早く対応できるよう体制づくりを進めてまいります。

現在、日本各地に拡大している新型コロナウイルス感染症患者については、日々、各地で感染者数が過去最大を更新しており、とても危険な状況にあります。国・県と連携しながら、様々な緊急対策に取り組むとともに、町民の皆様への情報発信も適切に取り組んでまいります。

答弁は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○副議長（児玉利典君） 2回目の質問はございますか。

1 番川上議員。

○1番（川上翔一郎君） 答弁、ありがとうございます。

答弁でもありましたとおり、コロナとインフルエンザでは症状が似ており、個々では判断ができません。医療機関が逼迫する中、院内感染、クラスターを防ぐためにも、まずは病院に相談の電話をすることが重要であると考えます。

こういったことも含め、現在、府中町のホームページを見ていても、広島県のホームページと比較したときに、まだまだ町民目線ではないのかなと感じます。また、インターネットなど見れない環境の方への周知の仕方、若い世代からお年寄り、幅広い年齢層が住む府中町民の生活・命を守るためにも、ホームページなどの見直し、周知の徹底をよろしくお願いいたします。

そして、新型コロナウイルスワクチンの供給が可能になった場合に素早く対応できるような体制づくりと答弁いただきましたが、今、現段階で構いませんので、どのような体制づくりを考えているのか、お聞かせいただけたらと思います。

今現在、府中町でも毎日のようにコロナ感染が確認されており、危機的状況でございます。年末年始の長期休暇を迎える中、府中町のトップでもあります佐藤町長にも、町民の皆様一言いただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○副議長（児玉利典君） 答弁。

健康推進課長。

○健康推進課長（塩月久美子君） 川上議員の2回目の御質問についてお答えします。

ホームページ、広報等、分かりやすい周知の仕方についてでございますが、議員の

御指摘のとおり、インターネットなど環境が整備されていない方への周知方法も含めて、若い世代からお年寄りまで、町民目線に立った分かりやすい内容となるよう、創意工夫してまいります。

続いて、新型コロナウイルスワクチン、現段階での体制についてです。

先ほどの部長の答弁にもありましたように、新型コロナウイルスワクチンの接種時期、接種内容は、現時点で国から明確に示されておりませんが、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金交付要綱に基づき、今年度中に補助の対象となる体制の確保に順次取り組んでまいります。

まずは、予防接種管理システムの改修を行います。これは、医療機関等から送付される予診票やワクチン等の情報を予防接種台帳に登録・管理しなければなりません。今回、新しく追加される新型コロナウイルスワクチンの接種記録についても登録できるよう、システムの改修に着手します。

次に、町民の皆さんへのお知らせや接種券など、送付は個人ごとに行うことが想定されており、通知に関する内容について検討していきます。

また、町民の皆様からのお問合せ等に対応するため、コールセンターの設置を予定しております。そのために必要な電話回線や庁内LANの整備等の環境整備に着手します。

今後、国から接種時期や接種内容が示されましたら、速やかに体制の整備に取り組んでまいります。

以上です。よろしく申し上げます。

○副議長（児玉利典君） 町長。

○町長（佐藤信治君） ワクチンの接種体制の準備については、今、御答弁をさせていただいたとおりでございます。

私のほうから、情報の在り方についてと、最後に町民の皆さんへ一言と、川上議員のほうからでありますので、それを申し上げたいというふうに思います。

まず、新型コロナウイルス感染症に関する情報については、町のホームページにおいても、そのトップページでも大きく占めておりまして、町民の皆様へコロナ感染症に関する多様な情報をお届けするよう努めております。ただ、感染症の患者さんの直接的な対応については、保健所で行いますので、府中町では県の保健所からの情報をワンクッション置いて情報発信するという形を取っておりますので、それしかないわ

けですが、少し分かりにくいのかなというふうに感じております。町民の皆様が理解しやすい情報発信をさらに努めてまいりますので、お気づきの点、あるいは改善すべき点がありましたら、御指摘いただければ幸いです。よろしくお願ひしたいというふうに思います。

情報の発信ツールも多様化が必要でありまして、コロナ関連情報については、日々日々、刻々変化をしておりますので、どうしても即効性の速いネット通信、ホームページ、メールサービス、町の公式ライン、フェイスブック、あるいはヤフーの防災速報を活用しておりますが、12月に入ってから急激な感染拡大と広島県の集中対策につきましても、こうした情報ツール以外にも、公共施設への掲示、そして南北町内会の皆様に御協力をいただきまして、注意喚起のポスター掲示を行わせていただくということで、今、進めております。広報・啓発の範囲を、そうして広げてまいりたいというふうに思っております。

最後に町民の皆様一言ということですが、この新型コロナウイルスというのは、我々にとって未曾有の難局、困難に直面をしております。ただ、こういう言い方はあれかも分かりませんが、もう少し歴史的に見れば、感染症、ウイルスや細菌は人類の誕生前からある存在でありまして、人類の誕生と同時に感染症の戦いの歴史が始まったと言ってもよいのではないかと思います。ですから、我々も、記憶の範囲ですが、歴史を見ると、中世ヨーロッパのペストであるとか、あるいは日本に幕末から明治にかけてコレラが蔓延した。あるいは、大正時代で情報があまり広がりませんでした。インフルエンザ、スペイン風邪ですね、スペイン風邪のパンデミックがあったということが知られております。人類の科学、医療の発展によりまして、ワクチンの開発や抗生物質の発見によりまして、感染症に対する戦い、予防や治療も可能となってきている段階であります。

一方、感染症は新たに生まれたり、あるいは人類の活動が世界全体、地球規模で活動を活発にしていますので、これに伴いまして、狭い地域に限られた感染症が一挙に拡大すると、世界に拡大すると。そういった脅威になっているようでもあります。

今回の新型コロナにつきましても、いずれは、近い将来、ワクチンの準備をもう始めているということのように、治療薬が開発されるものと思います。ただ、今は町民の皆様一人一人が感染防止対策を徹底して行っていただくということに尽きるのではないかというふうに思っています。特に12月に入ってから、広島県では広島市を

中心に感染者が急増しておりまして、府中町も同様であります。

広島県からは、新型コロナ感染拡大防止集中対策が発せられ、12月から来月3日までの集中取組が示されております。県民、事業者ごとへの要請が示されておりました、これに従っていただきたいというふうに思っております。

ただ、まずは一人一人が、ここにありますようにマスクを外す機会をできるだけ少なくする。やむを得ずマスクを外すときは、人との接触や会話を可能な限り減らす。風邪かなと思ったら、先ほど紹介ありましたように、かかりつけ医や、または積極ガイドダイヤルに電話して相談してください。こういうことを、いま一度、感染防止対策の徹底ということで、お願いしたいと思っております。

以上です。

○副議長（児玉利典君） 3回目の質問ございますか。

ないですか。

○1番（川上翔一郎君） はい。

○副議長（児玉利典君） 以上で、第1項、コロナ対策について、1番川上議員の質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○副議長（児玉利典君） ここで休憩いたします。再開は2時15分。休憩。

（休憩 午後 2時00分）

（再開 午後 2時15分）

○議長（益田芳子君） 議長を交代いたしました。休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） 引き続き、一般質問を行います。

続いて、厚生関係、第2項、害獣被害対策について、1番川上議員、シカ・イノシシなどの野生鳥獣による被害防止対策を、12番力山議員の質問を行います。

1番川上議員。

○1番（川上翔一郎君） 続けての一般質問になります。よろしくお願いたします。

1番川上です。

害獣被害対策について質問させていただきます。

西日本豪雨の影響もあり、ここ数年、イノシシ、鹿、猿といった動物の目撃情報や

被害が多く寄せられています。そういった中、広島市西区で今年11月の午前中にイノシシに襲われ、3名のけが人が出ました。府中町では、まだ大きなけが人が出ていないものの、目撃情報が寄せられている地域は通学路や散歩コースなど、様々な町民が行き来する場所でもあります。

広島県、広島市では、里山林再生整備事業が行われており、イノシシなど被害が著しく減少しております。実施することにより、季節に応じたウオーキングや学校行事にも、いろいろ利用できると思います。

しかしながら、里山林再生整備事業は、町民の皆様の御協力なしでは難しい事業でございます。そのためにも町で講習会など開いて、町民の方々に参加していただき、町民の皆様方が少しでも安心して暮らしていけるよう、そして、野生の動物たちと共存・共栄していかなければならないと考えます。

山に囲まれた府中町、町民の生活を守るため、害獣対策をどのようにお考えでしょうか。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（益田芳子君） 12番力山議員。

○12番（力山 彰君） シカ・イノシシなどの野生鳥獣による被害防止対策をということについて質問させていただきます。一部、川上議員とかぶりますので、よろしく願いいたします。

府中町でも昔から山沿いの田や畑にイノシシが出没し、農作物が被害を受けていました。しかし、近年では住宅地にまで出没するようになってきました。また、それ以上に顕著なのが鹿の増加です。近年では住宅地で目撃されることも多くなり、庭の植木や花壇が荒らされるなど、被害が多様化しています。

これらの野生鳥獣がさらに増え続ければ、これまで以上に頻繁に住宅地に出没するおそれがあります。そうなれば人間と遭遇する確率も高くなり、人間にも危害が及ぶのではないかと危惧しております。

そうならないためには、積極的に野生鳥獣の捕獲に取り組んでいく必要があると考えます。

以上を踏まえ、次のことについてお伺いします。

1つ、野生鳥獣による被害状況はどうでしょうか。

2つ、野生鳥獣の捕獲状況、猟友会の活動状況、箱わなの活用状況は、どのように

なっていますでしょうか。

3、今後の被害防止計画について教えてください。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（益田芳子君） 答弁。

町民生活部長。

○町民生活部長（金光一隆君） 1番川上議員からの一般質問、害獣被害対策についてと、12番力山議員からの一般質問、シカ・イノシシなどの野生鳥獣による被害防止対策をについて、一括して答弁をさせていただきます。

なお、同趣旨の御質問につきましては、併せて答弁いたしますので、質問項目の順序が前後することがございますが、御了承くださいますようお願いいたします。

両議員御指摘のとおり、近年、全国的にイノシシや鹿、猿などの動物目撃情報、被害情報が多く報告されており、府中町におきましても、幸いに人的な被害の情報はないものの、市街地を含めた目撃情報、また、畑の作物を荒らされた、土を掘り返した跡があるといった情報が多く寄せられているところでございます。

町といたしましても、こういった有害鳥獣による被害防止のため、町内に8基の箱わなを設置し、捕獲、駆除に努めるとともに、瀬戸ハイム3丁目から蛇抜山方面に向かう道に、イノシシ等が踏み越えるのを嫌がるネットを設置をしております。

また、目撃情報をいただいた場合は、府中町有害鳥獣捕獲班と連携し、イノシシ等が嫌がる犬の気配を残すため、猟犬を走らせるといった対策を行っているところではございますが、なかなか特効薬となるものがなく、対応に苦慮しているところでございます。

それでは、川上議員の御質問、害獣被害対策についての中で、議員御指摘の広島県や広島市で実施している里山林再生整備事業の活用でございますが、これは町内会や市民団体等が生活環境の保全、自然との触れ合いの場の提供及び鳥獣害防止等を目的として、住宅地、農地、公園等の生活空間に隣接した里山の整備を行う活動に要する経費を助成するもので、鳥獣被害の防止ということでいいますと、山林のすぐ隣に人間の生活空間があれば、動物が姿を隠したまま生活空間のそばまで近寄ることができるのを、山林の一角を一定規模の幅と長さで動物が姿を隠すことができる樹木や下草などを伐採して、いわゆる緩衝地帯を造り、これを維持していくことで動物が生活空間に近寄り難くするといった活動でございます。

この緩衝地帯の整備でございますが、狭い範囲の部分的な緩衝地帯を造っても、すぐその隣に被害が移るだけになってしまうこと、また、適切な維持管理を続けなければ、すぐに茂みに戻ってしまうことから、多くの関係者、地権者の合意の下、ある程度まとまった規模で整備、維持していく必要があります、まさに議員が言われるとおり、町民の皆様の御協力なしでは難しい事業でございます。

町では、今年度、従来からの箱わな等による捕獲・駆除に加えまして、地域の方からのイノシシの侵入防止柵を設置しているが、組織的な対策になっておらず、農作物、菜園の被害が続いているといった御相談をきっかけに、地域の方に県事業の鳥獣被害対策プログラムに参加していただき、広島県から講師の派遣、地域の点検、対策モデル園の設置に関する助言等の支援を受け、正しい対策を広めるための対策モデル園の設置に向けて活動に取り組んでいるところでございます。

次に、力山議員1つ目の御質問、野生鳥獣による被害状況ですが、被害情報につきましては、町から照会しているものではなく、町民の方からの通報を取りまとめたものとなります。町民の方からの通報は、イノシシ、鹿、そのほかカラス、タヌキなど、様々な野生鳥獣の目撃情報、被害情報の通報がございまして、目撃情報、被害情報の通報を合わせ、平成29年度は通報が38件で、そのうちイノシシや鹿によるものが20件で、農作物等に被害があったというものが12件で、そのうちイノシシや鹿によるものが6件、平成30年度は通報が19件で、そのうちイノシシや鹿によるものが14件、被害に係るものが7件で、そのうちイノシシや鹿によるものが5件、令和元年度は通報が22件で、そのうちイノシシや鹿によるものが15件、被害に係るものが15件で、そのうちイノシシや鹿によるものが10件、令和2年度は11月までで通報が25件で、そのうちイノシシや鹿によるものが14件、被害に係るものが14件で、そのうちイノシシや鹿によるものが9件で、近年では情報をいただく中で、特にイノシシや鹿による被害があったというものは割合が高くなっていることに加え、以前はイノシシや鹿の目撃情報は、山田や、みくまりなど、いわゆる山際であったものが、近年では、瀬戸ハイムや歴史民俗資料館の前の川土手など、山から少し離れた場所でも情報が寄せられているところでございます。

続きまして、力山議員の2つ目の御質問、野生鳥獣の捕獲状況、狩猟団体の活動状況、箱わなの活用状況についてですが、まず、有害鳥獣の捕獲状況につきましては、平成29年度はイノシシが22頭、鹿35頭、そのほか6、計63個体であったもの

が、平成30年度はイノシシ0頭、鹿1頭、そのほか1の計2個体、令和元年度はイノシシ7頭、鹿11頭、そのほか1の計19個体、令和2年度は11月までの実績でイノシシ5頭、鹿11頭、そのほか2の計18個体で、豪雨災害及び災害復旧工事の影響で、山に入ることができなくなったため、捕獲数は大きく減少しております、これが近年の目撃情報、被害情報の増加につながっているものと考えております。

猟友会の活動状況につきましては、町には狩猟の有資格者3名からなる府中町有害鳥獣捕獲班がございまして、年額19万円の報償金に加え、町の指示により箱わなを設置、移動した場合や緊急に出動した場合は、1回につき5,000円の報償金を班に対し交付をしているところです。この報償金の交付実績でいいますと、平成29年度は5回、平成30年度は1回、令和元年度は5回、令和2年度は11月までで5回でございます。

箱わなの活用状況につきましては、先ほど町内に8基と御説明しましたが、町が所有している箱わなはなく、府中町農業会議の会長を会長とする府中町有害鳥獣捕獲対策協議会が所有している8基、これを全て設置しているというものでございます。

この箱わなですが、平成30年7月豪雨前は、協議会が所有の6基を設置していたところですが、豪雨災害で3基が破損、また土砂に埋没したため、令和元年度に協議会が町からの補助金で新たに5基を購入し、現在8基を活用しているといった状況です。

なお、当協議会は、より効率的な捕獲・駆除をするため、平成30年度に箱わな監視用のセンサーカメラ、また、今年度は電気止め刺し器を町からの補助金を活用し購入をしているところです。

力山議員の3つ目の御質問、今後の被害防止計画、及び川上議員の御質問の町民の生活を守るため害獣対策をどのように考えているかについてですが、町としましては、引き続き箱わなの設置箇所を検証し、より効率的な捕獲・駆除に努めるとともに、このたび、地域の方に参加していただいている鳥獣被害対策プログラムを一つのモデルとして、県、地域の方と連携し、より多くの成果を上げるよう進めてまいります。また、今後さらに有害鳥獣対策について、町民の皆様に御理解、御協力いただけるよう、先進事例や地域の方が参加可能な各種の取組の成果等について、積極的に情報提供、周知に努めてまいりたいと考えております。

答弁は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（益田芳子君） 2回目の質問ございますか。

1 番川上議員。

○1番（川上翔一郎君） 答弁、ありがとうございます。

箱わなやネットの設置、また、目撃情報をいただいた場合は、府中町有害鳥獣捕獲班と連携し、と答弁いただきましたけども、捕獲班は3名1チームであり、仕事や諸事情で行けない場合は、どのような対応をしているのか。よろしく願いいたします。以上です。

○議長（益田芳子君） 力山議員、2回目の質問ありますか。

1 2番力山議員。

○1 2番（力山 彰君） ありがとうございます。

毎年、鹿、イノシシなどの鳥獣を捕獲していただきまして、農作物などの被害防止に努めていただいていることを改めて感謝申し上げます。

さて、令和2年11月に農林水産省農林振興局が作成されました鳥獣被害の現状と対策によると、鹿とイノシシの推定個体数は2014年をピークに少しずつ減少し始め、2017年度の個体数の推定値は、鹿が244万頭、イノシシが88万頭で、2014年度のピーク時に比べて、鹿が45万頭、イノシシが25万頭減少していると推定されています。これは、環境省、農林水産省が2017年に策定された10年間で鹿、イノシシの生息数を半減するという目標を立てられて取り組まれたと、その成果であると思います。

しかしながら、私の住む五反田地区では、イノシシが頻繁に出没し、空き地や庭など、至るところが掘り返され続けております。私の家も何回も掘り返されております、今年ですね。また、鹿においては、夜、鳴き声を聞かないという夜がないほど頻繁に出ております。近所にも、私の家のほうにも、庭に入り込みまして、花や植木の葉っぱを食べるなど、被害が続出しております。これら、役場のほうには被害がありましたよという1回ごとの話は持って行っておりません。ですから、府中町に入っている被害届いきますか、申込みはごく一部だろうというふうに考えておるところです。

また、今年の夏には、日中に私の家の庭に入り込みまして、朝から昼まで居座っております、これは近所も同じような状態で、追い出すのに往生しよったというようなこともあります。

また、小学校に通う子どもたちも、鹿に時々遭遇しまして、非常に怖がっていると

ということもあります。これがイノシシだったら、さらに大変なことになると思うんですが。そういう状態でございます。

そこで、2回目の質問としてお尋ねいたします。

府中町にいる鹿、イノシシの頭数の推定値は持っておられますかということですね。そして、今後の捕獲計画をどのようにされていますか。そして、近年の箱わなと銃器による捕獲頭数の実績値があれば教えていただきたい。箱わなの1基当たりの価格は幾らぐらいでしょうか。府中町に3名の方がおられると、狩猟免許を持っておられる方がおられるということですが、先ほど川上議員の言われたように、3名じゃ足りないんじゃないんですかということから、町外の猟友会にも捕獲を依頼することはできないんですか。また、その場合、1回当たりの費用は、どれぐらいなんですかねということですね。それと、鳥獣被害防止、柵などを設置するための補助制度はありますか。あるのならば、補助の申請状況はどのようになっていますかということについて、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（益田芳子君） 答弁。

環境課長。

○環境課長（宍田 貴君） まず、1番川上議員からの2回目の御質問。捕獲班が諸事情で行けない場合、どのような対応をしているのかということについてでございますが、緊急時、例えば鹿がネットに絡まって暴れておるといった通報を受けた場合は、通報者の方に警察のほうにも通報するようにお願いするとともに、町は捕獲班に、先ほど申しました緊急出動、これを依頼します。併せて、職員も現地に急行いたします。ここで、職員は到着したけれども、捕獲班が諸事情により急行できない場合がございますが、今年10月にもそういったことがございましたけれども、そのとき、職員のみでロープ、さすまたなどで取り押さえて、絡まったネットを切断して山に帰すといった対応をしたところでございます。

また、つい先日、瀬戸ハイムの4丁目、バスの転回所がございますが、その上に箱わなも設置したところでございますが、このわなに動物がかかって騒いでいるといった場合、今後想定されますけれども、住宅のごく近くで、かなり騒がしゅうもございますので、早急な対応、これが必要となってまいります。わなにかかった動物を止め刺しする技術の問題、また、ギャラリーが、住宅地の近くでございますので、大勢集

まることも予想されます。そういった対応にも人数がかなり必要なこともございまして、職員のみ対応では、かなりハードなものになるかとは考えております。

続きまして、12番力山議員からの2回目の御質問の1つ目。府中町にいる鹿、イノシシの推定頭数についてでございますが、国においては、議員御指摘のように、鹿、イノシシの頭数を推定しているところでございます。また、県におきましても、このままでは令和7年度には、県内の鹿が約10万頭まで増えるといった推計をされておりますが、イノシシにつきましても必要なデータ、信頼できる推計方法がないということで、県においても推計はされておられません。

御質問の町内の鹿、イノシシの数についてでございますが、こちらもなかなかデータの数が少のうございまして、統計を推計したものはございません。

続きまして、力山議員2つ目の御質問。今後の捕獲計画についてでございます。

議員御指摘のように国また県においても、鹿、イノシシによる被害を抑えるため、令和5年度の生息数を平成23年度に比べ半減させるといった目標を立てておりました。町といたしましても、県が作成しております第2種特定鳥獣管理計画、これの鹿、イノシシ、それぞれの計画を踏まえまして、鹿、イノシシともに年間捕獲頭数50頭を目標として取り組んでいるところでございます。

続きまして、力山議員3つ目の御質問。近年の箱わなと銃器による捕獲頭数、これの実績についてでございますが、平成29年度以降、イノシシの捕獲数全34頭のうち、銃によるものが2、箱わなによるものが27、くくりわなと申しまして、動物が踏むと、ワイヤーで結った輪が締まって、足をくくって捉えるといったわながございますが、これによるものが4、防除用ネットなどに絡まっていたものを手づかみで捕獲したというものが1。鹿につきましても、平成29年度以降の捕獲数58頭のうち、銃によるものが19、箱わなが31、くくりわなが6、手づかみが2でございまして、イノシシ鹿を合わせた割合で申しますと、銃によるものが約23%、箱わなによるものが約63%といった割合でございます。

続きまして、力山議員の4つ目の御質問、箱わなの価格についてでございます。もちろん物によって、価格、かなり違ってはまいりますけれども、昨年度、町の補助金を活用して、町の有害鳥獣捕獲対策協議会、これが購入した箱わなで言いますと、1基当たり税込み10万4,500円、約10万円でございます。

続きまして、力山議員5つ目の御質問、町外の猟友会にも捕獲を依頼できないか、

また、1回当たりの費用についてでございますが、町だけでなく近隣市町にも同様の捕獲班、名称は違いますが捕獲班がございまして、やはり各市町ともに鳥獣被害対策に頭を悩ませているところでございます。山は続いておりますので、かねてより近隣市町の担当部署と市町相互の捕獲班で連携しての捕獲・駆除といったものができるかということをお話してきているところではございますが、町の捕獲班が町外、あるいは町外の捕獲班が町内で万一の事故等があったときの対応、保険適用等、クリアすべき課題がまだまだ多く、現時点では困難であろうと考えております。

なお、民間事業者でも、一部の警備会社等では有資格者の派遣、これを行っている業者もございまして、仮にそういった民間業者に委託した場合、1人1日1万円程度の日当がかかるものと見込んでおります。

最後、力山議員6つ目の御質問、鳥獣被害防止用柵などを設置するための補助制度、これの有無と申請状況についてでございますが、町には被害防止柵の設置に対する補助制度といたしまして、府中町有害鳥獣防除用施設設置事業補助金交付要領、これによりイノシシ除けの電気柵、トタン板による防護柵、金網、漁網による防除網の設置に対して、補助限度額の範囲内で2分の1を補助するという制度がございまして、

なお、この補助につきましては、柵の仕様ですとか、くいの間隔など、細かな条件もございまして、大きなものといたしましては、この補助がイノシシによる農林業への被害、これを防ぐというのを目的としておりまして、電気柵、防除柵、防除網、いずれの場合も延長80メートル以上というのを条件としておりまして、一定規模以上のものについて、費用の一部を補助するという制度がございまして、

また、この補助の申請状況でございますが、平成29年度の1件、これを最後に近年では申請をいただいたものはございません。

答弁は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（益田芳子君） 3回目の質問でございますか。

1番川上議員。

○1番（川上翔一郎君） 答弁、ありがとうございます。

府中町の有害鳥獣捕獲班に対して、報償金5,000円、捕獲金8,000円では、緊急時に委託業者に頼んでも難しく、町職員も免許を所持していなければ限界があると思います。

広島市で令和2年10月から始めた広島市有害鳥獣駆除従事者育成補助金を新たに

始めました。これは、狩猟免許を取得し、市内の有害鳥獣駆除活動に協力するとともに、狩猟を実施する方に狩猟免許取得経費の一部を補助するものであります。府中町でも、緊急時にすぐ対応できる方を、先ほども力山議員おっしゃっていましたが、1人でも多くしていただき、それと同時に委託業者にも動いていただけるような報酬設定の見直しを要求させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（益田芳子君） 力山議員、3回目の質問ございますか。

12番力山議員。

○12番（力山 彰君） 3回目の質問をいたします。

農林水産省で作成したデータで、2014年からイノシシ、鹿の頭数が減少しているということですが、府中町周辺では、逆に増えているんじゃないかと。先ほど言いましたように、鹿においては毎晩鳴き声、聞かん日はないなってきたと。イノシシについては、頻繁に現れて、庭とか道路脇の空き地とか、そういったところを掘り返している。これはしょっちゅうです。

実は、今年の7月、大雨の警戒情報が出て、避難をしてくださいということで、私、避難しとったんですが、一応、夜は地区に被害がないかということで、ちょっと見に戻ったときですが、まともにイノシシに出会いまして、大慌てでイノシシは逃げていったという状態でございます。これは、頻繁に出ているということだと思っております。

それと、川上議員も危惧されていますように、住宅地に頻繁に出るようになれば、いつかけがするだろうということから、少しでもイノシシを減らすため、また、出てこないようにするために、防護柵や電気柵、そしてイノシシの生息数を減らす施策が肝要だと考えております。

そこで、ちょっとお願い、これは私の要望ということでお願いしたいんですが、まず、箱わなの数を増やしていただきたい。先ほど、箱わなと銃器のそれぞれの方法による捕獲頭数についての返答がございました。それによりますと、箱わなによる捕獲が銃器に比べ2倍から3倍効果があると、有効であるということをお聞きいたしました。そして、現在保有している箱わなが、これは府中町じゃなしに、補助金を出して別の団体を買ってもらっていると、そして設置してもらっているということですが、8基では、とても府中町に出るイノシシ、鹿を対応するには、非常に難しいと。私のところもイノシシの捕獲に箱わなを仕掛けてくださいとお願いしても、もう

8基は別のところに使っているから、もうどうしようもないんだという状態で、私のほうも、それ以上言ってもしょうがないので言うてません。

そこでですね、お願いしたいのが、先ほど、箱わな1基、約10万円程度ということでございますから、10基買うても100万円で済むんですね。100万円が多いよということであれば、5基をかうてもろて、その次の年にも5基かうてもらえば10基になりますので、数をぜひ増やしていただきたい。府中町は、城ヶ丘から行きまして、ずっと、五反田、山田、ずっとありまして、かなり長い距離を持っています。そこにいろいろと出てきよるわけですね。8基仕掛けたところで、ごく一部にとんとんと置いてるだけなので、ぜひ数を増やして、捕獲頭数を増やしていただけないかということでございます。これを、ぜひ検討お願いしたいと。

そして、猟友会による捕獲回数を増やしていただきたいと思います。これは、最近、住宅地まで、イノシシ、鹿、出ていますので、これはもう人間を恐れなくなっているんですね。昔は人間が怖いということで、なかなか出てこなかったんですが、最近は人間を怖がってないんじゃないかと思います。そのためには、やっぱり脅すということが、かわいそうですが、脅すということが必要なんじゃないかなということ、猟友会による捕獲も数を増やしていただいて、やっぱり人間は怖いんだというようなことを分からすことはできないだろうかというお願いでございます。

それと、鳥獣害防止用の柵などの助成金について回答いただきました。電気柵などの柵の設置条件が、補助金の交付条件が80メートル以上でなければいけないよと。例えば70メートルやったら、もう出ませんというようなことでございますので、そういった条件を下げてくださいとすることはできないかなと。電気柵などは田畑の問題ですけどね。そういったものを設置しやすくしていただけないかなということでございます。

そして、もう一つは、鹿で話しましたけれど、庭にまで入り込んでくると。私のほうの家の庭は大変なことになっています。せっかく植えた花が、もう駄目になったとかいうようなこともあるし、入らんようにするために、柵造ったというようなこともあります。先ほどの鳥獣害防止用の電気柵の補助金は、農林業を対象にした補助金ですが、家庭用いいですかね、民家用言うたら助成金にならないんですね。だから、そういったところも、多少助成金が出るようなことを検討していただけないでしょうかと。運用を緩和していただくことはできないでしょうかということをお願いをしま

して、要望として、私の質問を終わりたいと思います。

よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議長（益田芳子君） 川上議員は、要望でよろしいでしょうか。

○1番（川上翔一郎君） はい。

○議長（益田芳子君） 以上で、第2項、害獣被害対策について、1番川上議員、シカ・イノシシなどの野生鳥獣による被害防止対策を、12番力山議員の質問を終わります。

続いて、厚生関係、第3項、あら！ええ！ふちゅ～にむちゅ～スタンプラリーの現状と今後について、3番西山議員の質問を行います。

3番西山議員。

○3番（西山 優君） 新型コロナウイルス感染症緊急対策としての施策として、あら！ええ！ふちゅ～にむちゅ～スタンプラリーの現状と今後について、質問させていただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の影響により、国や県においても新型コロナウイルス感染症緊急対策事業を実施していますが、府中町でも独自で、「あら！ええ！ふちゅ～にむちゅ～スタンプラリー」を実施されています。

この事業は、消費者の皆様によくの府中町の店舗、事業者を周遊していただき、スタンプラリーの方式の割引券を発行することで、店舗、事業者に対する消費を下支えすることを目的としています。

もちろん各店舗には新型コロナウイルス感染症対策を万全に行っていただき、感染拡大につながらないようにお願いしており、これの実施期間については、令和3年2月28日までとしています。台紙の配布状況や町民からの反響はいかがでしょうか。伺います。よろしく申し上げます。

○議長（益田芳子君） 答弁。

町民生活部長。

○町民生活部長（金光一隆君） 3番西山議員の一般質問、あら！ええ！ふちゅ～にむちゅ～スタンプラリーの現状と今後についてに御答弁させていただきます。

議員の御質問にありましてとおり、当スタンプラリー事業は、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者を支援するため、幅広く町内事業者を周遊するスタンプラリー方式の割引券を発行することにより、町内事業者に対する消費を下支えす

る目的で実施をしております。

当事業は、11月20日から来年の2月28日までの期間で、スタンプラリーを実施しており、期間内に異なる4店舗で、それぞれ税込み500円以上を利用し、スタンプを集めると、その台紙が次回以降使える1,000円分の割引券になるというものでございます。

参加店舗については、10月に広報ふちゅう、商工会の会報誌、店舗等へのポスティングにより参加事業者を募り、取扱店舗数は308店をもって開始をいたしました。また、参加登録はスタンプラリー開始後も随時受け付けており、12月7日時点で323店舗に増えております。

町民等の反響ですが、参加店舗からは、苦しいところで支援をしてもらいたい、一緒に盛り上げたいといった声や、スタンプラリーで初めて来店される方が増えたなど、おおむね御好評をいただいております。また、参加者からSNS上で、通常のプレミアム付商品券などよりは購買意欲が湧くといったような投稿もあり、参加店舗だけではなく、スタンプラリーに参加する方からも好評を得ているものと考えております。

このことを裏づけるよう、台紙の配布の状況については、コンビニやスーパーなど、小売店を中心に早期に終了したところがあり、台紙が手に入らない、どこに台紙があるのかといった声が上がったところから、店舗の台紙の有無について、ホームページ上に随時掲載するなど、対応を行っているところでございます。

台紙については、残り僅かとなっておりますが、コロナ禍の影響を特に大きく受けた小規模の飲食店など、まだ配付が続いているところがありますので、住民の方には、ぜひ足を運んでいただき、町内事業者を応援していただければと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（益田芳子君） 2回目の質問はございますか。

3番西山議員。

○3番（西山 優君） 御回答、ありがとうございます。

好評という言葉聞いて安心しております。

次に、今後の取組について伺いたいのと、今回のスタンプラリーで台紙を得ることができなかった、台紙を発行する時点で取扱店に参加しなかったという御意見がありました。

今回、新型コロナウイルス感染症緊急対策の施策でしたが、国会で新型コロナウイルス感染症緊急対策の第3次補正予算の話もあります。ぜひとも機会があれば、あら！ええ！ふちゅ〜にむちゅ〜スタンプラリーを再度実施していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（益田芳子君） 答弁。

自治振興課長。

○自治振興課長（岩崎雅男君） 西山議員の2回目の御質問に御答弁させていただきます。

今後の取組といたしましては、まず、一般的なスタンプラリーの達成率、いわゆるコンプリート率というものが5割程度あるという民間会社のデータがあるほか、委託事業者の調査により、配布した台紙が破棄される例や、同一店舗のスタンプを複数押ししまい無効となり処分するといった例も見られたことから、プレミアム率が高いことを加味しても、割引券としての換金率は7割程度になると予測しております。

この予測に基づきまして、割引券の原資となる予算2,000万円の範囲内で、あと6,000枚の台紙が追加発行可能であるという試算を行い、来月1月に台紙を再配布する準備を進めているところでございます。

なお、同一店舗のスタンプを複数押した場合に、取扱店舗で修正シールを貼って、その上からスタンプを押し直せるという救済措置がありますので、誤って同一店舗でスタンプを押してしまった場合には、取扱店舗にお問合せいただければと思います。

また、国の第3次補正予算の用途につきましては、これまでの補正予算と同様と考えておりますが、現段階では地方自治体への配分も定まっていない状況というふうに聞いております。町としましては、感染拡大防止対策と並行して、町内事業者に対する経済的支援についても、適切な対応を検討してまいりたいと考えております。

答弁は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（益田芳子君） 3回目の質問ございますか。

3番西山議員。

○3番（西山 優君） 御答弁、ありがとうございます。

さらに繰り返すようですが、こちらは要望として。もし、第3次補正予算、そういう可能なお話がありましたら、ぜひともスタンプラリー続けていただきたいというお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（益田芳子君） 以上で、第3項、あら！ええ！ふちゅ～にむちゅ～スタンプラリーの現状と今後について、3番西山議員の質問を終わります。

続いて、厚生関係、第4項、公共下水道施設の老朽化対策について、18番木田議員の質問を行います。

18番木田議員。

○18番（木田圭司君） 公共下水道施設の老朽化対策について、質問させていただきます。

公共用水域の水質改善、大雨や台風などによる浸水被害の防止を目的として、昭和60年から下水道の整備を開始されています。

特に府中町は天井川と言われる河川の高さに対し住宅地が低い特性を持った地域もあり、近年、全国的な異常気象により、都市部での集中豪雨や大型の台風の上陸により、府中町でも平成30年7月豪雨、そして今年に入り、令和2年豪雨災害といった国の激甚災害に指定されるほど甚大な被害が発生したことは記憶に新しいところです。

その大雨のときにも活躍したのが町内の3つのポンプ場で、雨の状況に応じた運転を行うことで、道路冠水などを最小限にできたのではないかというふうに思っております。

このように下水道施設は、公共用水域の水質改善だけでなく、町民の生命・財産を守るための重要な役割を担っていると考えます。

そこで、お伺いたします。

下水道施設が整備され、約35年が経過しておりますが、1つ、雨水施設の老朽化対策、2つ、汚水施設の老朽化対策について、これまでの取組と今後の計画についてお伺いたします。よろしく申し上げます。

○議長（益田芳子君） 答弁。

町民生活部長。

○町民生活部長（金光一隆君） 18番木田議員の一般質問、公共下水道施設の老朽化対策についてに御答弁をさせていただきます。

府中町の公共下水道は、昭和60年から施設整備を開始し、約35年が経過してきています。議員御指摘のように、町民の生命・財産を守る上で重要な役割を担っていることを認識し、施設の老朽化対策や適切な維持管理に常日頃より努めているところ

でございます。

それでは、1つ目の御質問、雨水施設の老朽化対策についてですが、平成28年度に雨水ポンプ場ストックマネジメント計画、雨水幹線ストックマネジメント計画を策定し、順次雨水施設の改築更新を行い、施設の老朽化対策を進めていく計画としています。

雨水幹線につきましては、府中1号幹線の改築更新工事を平成30年度より実施しており、今年度も継続して老朽化対策工事を行っているところでございます。また、雨水ポンプ場についても、今年度から府中ポンプ場の設備機器の改築更新工事に着手しているところです。

今後も継続的に雨水施設・機械施設等の改築更新を行ってまいります。

次に、2つ目の御質問、汚水施設の老朽化対策についてです。

汚水施設については、平成30年度に汚水管路ストックマネジメント計画を策定し、汚水管路の老朽化対策を行っていく計画としています。この計画に基づき、令和元年度からカメラ点検調査を実施しており、令和元年度は、大州処理分区と船越処理分区の一部、今年度は、八幡第2処理分区と船越処理分区の一部について実施しているところです。また、これまでもマンホール管口調査等目視調査を行い、異常が確認された箇所については補修工事等を行い、施設の維持管理を行っております。

今後も引き続きストックマネジメント計画に基づき、老朽化対策を実施し、適切な施設の維持管理を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（益田芳子君） 2回目の質問ございますか。

18番木田議員。

○18番（木田圭司君） 答弁、ありがとうございました。

最初に申しましたとおり、下水道施設は環境問題、災害時の重要な施設でもありますので、継続的な保守点検、更新をお願いしたいと思います。

2回目の質問です。

私、この令和2年3月に道路の改修計画はということで、質問を出させてもらっております。このときは主に道路補修、特に白線等々のことを出させてもらっています。これは建設部長の答弁になりましたけど、「平成27年3月策定した府中町道路舗装修繕計画の対象箇所や災害で損傷した箇所、町内会など地域の方からの要望のあった

箇所などを優先的に進めています。横断歩道や路側帯の白線についても警察と協議を行いながら、舗装工事と併せて実施しています。今年度は今年度以上の道路補修を予定しており、修繕実施道路延長は約1,400メートルです」というのが、今年3月議会での私の質問に対する答えでありました。

現在、今どのようになっているのか、その計画。このときの答弁ですよね。まだ、あと3か月あるわけですけど、約3か月、3か月ちょっとか。部長も答弁でちょっと言われましたように、最近、特に目につくのがマンホール周辺の舗装の破損で、これは私の地区もそうなんですけど、各地区にあるようでございます。いろいろ点検回っていただいていると思えますけど、やっぱり古いマンホールは、周りに針金というか、番線というか巻いてありまして、これが飛び出して、予想ではありますけど、車が通ったり、豪雨災害以降、工事車両等々がたくさん通ったり、マンション工事等々で、ふだん通らないような車が通っているのがあるのかなというような気はしておりますけど、町内、いろいろ走ってみたり、歩いてみたりしてみたら、結構、白線もそうですけど、マンホールも非常に傷んでおります。要望したところは、すぐ対応して下さったり、町のほうも一生懸命やってはくださっているんですけど、例えば、町に今、何個マンホールがあって、どういう計画で、どういう優先順位でやっていくとか、白線も含めてですね。私としては、学校、保育園、幼稚園、高齢者施設等々を優先的に、子どもたち、お年寄りが通る道路を優先的にやっていっていただきたいという思いがあるんですけど、町のほうで、その辺の計画なり思いがあれば、教えていただきたいというのが2回目の質問です。よろしくお願いします。

○議長（益田芳子君） 答弁。

建設部長。

○建設部長（井上貴文君） ただいま木田議員のほうから御質問がありました道路の維持修繕について、現在どうなっているのかという質問に対して、私のほうから御答弁させていただきます。

3月議会において、私のほうから御答弁させていただきました維持修繕につきまして、順調に事業のほうを進めさせていただいておりますが、現在においても、町内会長等々から、道路の悪い状況があります、直してほしいということで、想定以上に現在修繕のほうを行っております。

年度末が近づいておりますが、できる限り、予算の範囲内で、あるいは流用しなが

ら、維持保全のほうをやっていきたい。

また、緊急を要する場合においては、職員のほうで応急的に対応している状況であります。

これからも道路の安全対策に注意をしまいたいと思っております。

以上です。

○議長（益田芳子君） 答弁。

下水道課長。

○下水道課長（原田 司君） 2回目の御質問について、御答弁させていただきます。

マンホールの損傷等に対する補修対応についての御質問ですが、年間平均約8か所程度のマンホール蓋の交換を実施しております。がたつき等については、職員により防止材の設置を行うなどの対応を行っております。

主に町民の方々からの情報により、現地の確認を行って対応しているのが現状ですが、令和元年度からのストックマネジメント計画に基づく管路の点検調査時に合わせ、マンホール蓋の状態の確認を実施しており、マンホール蓋の更新等を含めた老朽化対策を検討・実施していくことを考えております。

マンホール等の補修においては、現場状況を確認し、舗装状況等も確認しながら、可能な範囲で補修対応していくよう努めてまいります。

町内のマンホールの数等でございますが、今、まとめたものがないので、また後日、御報告させていただきます。

以上です。

○議長（益田芳子君） 3回目の質問ございますか。

18番木田議員。

○18番（木田圭司君） ごめんなさい。ちょっとよく聞こえなかったんですけど、年間8か所と言われたんですかね、マンホールの。ちょっとこれ、僕、最後なので。

予算の関係とか、いろいろあると思いますし、優先順位つけて、緊急的にやっていけないけんところとかあるんだろうと思います。

町長、ひとつよろしくお願ひします。大分あちこち傷んできているようなので。今、一生懸命やっただいております。それは、私、実感しておりますので。対応も早くて。

ただ、そうなる前、町の人に来てもらう前は、近所の人ハンマーでたたいて、そ

の番線を、取りあえず「突き出とるのが危ないけ」と埋めたりとか、いろんなことを町内会のほうでやったりとかいうふうにしとりますんで。

点検もしていただいておりますようにお聞きはしております。たくさんの方があって、限られた人数で大変だろうとは思いますが、そうは言うても大変危険な状況もありますので、計画的に。町長のほうにも、しっかり予算を組んでいただいて、進めていただけたらという要望をさせていただいて、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（益田芳子君） 以上で、第4項、公共下水道施設の老朽化対策について、18番木田議員の質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） ここでお諮りをいたします。

本日はこれをもって延会としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会とし、次回は12月15日午前9時30分から会議を開きます。御苦労さまでした。延会。

（延会 午後 3時13分）